

阿見町 第3次男女共同参画プラン



平成29年3月
阿見町

は じ め に

わが国は、少子高齢化の急速な進行による人口減少や、経済のグローバル化等によって、雇用環境や家族形態が多様化し、新たな課題が生じています。

将来にわたり持続可能で活力ある社会を構築するためには、男女が共に支え合い、認め合い、能力を発揮できる、男女共同参画社会の実現が求められています。

国においては、女性の活躍を推進し、豊かで活力ある社会を実現するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

(平成27年 8 月) が制定され、同年12月には、「第 4 次男女共同参画基本計画」が策定されました。

このような中、阿見町では男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成24年度からの 5 年間を計画期間とする「阿見町第 2 次男女共同参画プラン」を策定し、様々な施策を展開してまいりました。平成25年11月には「男女共同参画都市」を宣言し、平成27年 1 月には、町民念願の男女共同参画センターを開設しました。同年 3 月にはあらゆる暴力のない社会を目指し、「阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」を制定いたしました。

そして、この度第 2 次プランの計画期間が満了になることから、平成29年度から平成33年度の 5 年間を計画期間とする「阿見町第 3 次男女共同参画プラン」を策定いたしました。

策定にあたりましては、平成27年度に実施した「男女共同参画に関する意識調査」の結果及び国の施策との整合を図りながら、新たな 5 年間を展望し、町民の皆さまと一体となって、取り組むべき基本理念や施策の方向を示すものでございます。

この新たな計画を指針として、町民の皆さまをはじめ、各分野の関係者各位のご理解とご協力をいただきながら、男女共同参画社会の実現に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート等で貴重なご意見をいただきました町民の皆さま、熱心にご審議いただきました阿見町男女共同参画社会推進会議委員並びに関係各位に対し、心から感謝とお礼を申し上げます。

平成29年 3 月

阿見町長 天田 富司男





男だから、女だから

ではなく

年寄りだから、子どもだから

ではなく

新しく引っ越してきた人だから

ではなく

あの人だからと考えて、私だからと思って

一步を踏み出したいと思う

人が人であるように、町民が町民であるように、私は私でありたいと思う

深呼吸して、まっすぐ前を向いて、大きく一步踏み出したいと思います

幸せの舞台はもちろん「わが町 阿見」

阿見町男女共同参画宣言文

わたしたち あみまち かすみがうらこはん あ
私達のまち阿見町は、霞ヶ浦湖畔に在り、
みず みどり ゆた しぜん うつく けいかん つつ
水と緑の豊かな自然と、美しい景観に包まれ
れきし ふか きざ いのち とうと へいわ おも
歴史に深く刻まれた命の尊さ、平和への思いを
はぐく
育んできました
しぜん ひと お れきしかおる
この自然と人が織りなす歴史薫まちを、
しあわ あみまち
「幸せのまち、阿見町」にするために、
ひとり そんちょう あ とも せきにん わ あ
一人ひとりが尊重し合い、共に責任を分かち合い、
おとこ おんな お わか
男も女も老いも若きも
かがや じつげん む
みんなが輝くまちづくりの実現に向け、
だんじょきょうどうさんかく と し せんげん
「男女共同参画都市」をここに宣言します

The declaration of Gender-equal society of Ami-Town

Ami is located on the south coast of Kasumigaura Lake surrounded by the natural beauty of this region.

Our town has a long history of respect for the sanctity of life and support for a peaceful society.

To further our objective of being known as a happy place to live, we (the citizens of Ami Town) commit to making our town even more gender equal with men, women and children of all ages sharing in responsibilities and showing mutual respect for each other.

阿見町男女共同参画推進歌

やさしい町で

石井 早苗 作詞
西川 幸子 作曲

Andantino



やさしいかぜが ふきました
みどりのきざが ささやいた いま このまちに
あかるいひかりが さし ている



いまこのまちから ひとが ひとを おもい やり かが
あなた のことを たいせ つに わた
わたし がわたしで いる よ うに あな



や きいきていけ る よ に
した のことをたい せ つ に た が い に み と め
た があなただい る よ に



ささえあいくらし ていこ う この まちで



こ の ま ち で

～ 目 次 ～

阿見町男女共同参画宣言文

阿見町男女共同参画推進歌

第1章 計画策定の背景と考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 社会的背景	2
3. 阿見町の取り組み	4
4. 計画の性格	8
5. 計画の期間	8
6. 計画策定の考え方	9
7. 目指すべき社会	9
8. 計画の基本理念	10
9. 基本目標と施策の方向性	10
10. 計画の体系図	12

第2章 施策の展開

基本目標1 人権が尊重される意識づくり	13
基本目標2 いきいきと働き、活躍できる職場づくり	18
基本目標3 個性と能力を発揮できる地域づくり	22
基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり	25

第3章 計画の推進

1. 町民・事業者、行政等の役割	29
2. 阿見町第3次男女共同参画プランの推進	30
3. 数値目標の設定	31

資料編

1. 阿見町男女共同参画社会推進会議委員名簿	33
2. 用語解説	34
3. 男女共同参画関連法等	37
4. 本町を取り巻く現状	64
5. 男女共同参画に関する町民意識調査結果抜粋	72

第 1 章

計画策定の背景と考え方

第1章 計画策定の背景と考え方

1. 計画策定の趣旨

第二次世界大戦までは女性の地位は非常に低いものでした。日本国憲法により個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等が法的には整備されましたが、昭和30年から40年代の高度経済成長期では、夫が会社で長時間働き、妻が専業主婦となって家事育児を切り盛りするという性別役割分担に基づく「片働きモデル」や、結婚退職制、男女別定年制が存在していました。

昭和50年に国連が国際婦人年と定め、同年に国際婦人年世界会議（第1回世界会議）が開催され、昭和54年には第34回国連総会にて「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。日本においては、昭和60年のこの条約の批准を契機に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）」（昭和60年制定）や「男女共同参画社会基本法」（平成11年制定）などを制定しました。

一方、平成3年のバブル崩壊以降の景気の後退により、終身雇用制度や年功序列型賃金形態は保障されなくなり、少子化も相まって平成4年頃からは女性も外で働く「共働き世帯」が「片働き世帯」を上回るようになりました。高度経済成長期以降の都市部への人口流失も高まり、人口減少や少子高齢化が進行する地域が増加しています。

また、職場や家庭、地域活動の場においては、依然として従来の固定的な性別役割分担意識が残っているうえ、重大な人権侵害である女性に対する暴力などの問題も生じ、男性の子育てや介護、地域活動への参加、女性のさらなる社会進出など、男女がともに参画することができる環境を構築することが求められています。

本町でも、平成27年12月に行った「男女共同参画に関する町民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という役割分担意識がいまだに根強く残っていることや社会の様々な分野での男女間の格差がうかがえ、さらにドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）など、人権を侵害する問題も生じています。

このような状況の中、町民一人ひとりが幸せに生きるために、女性も男性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、性別や世代にとらわれず、その個性と能力を認め合い、それらを十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

こうした現状を踏まえて、本町の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会形成への施策を継続的に推進するため、「阿見町第3次男女共同参画プラン」を策定しました。

2. 社会的背景

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、世界規模で行われています。

本計画もその潮流に連動しており、目指す方向性も共通しています。

(1) 世界の動き

平成7年（1995年）到北京において「第4回世界女性会議（北京会議）」が開催され、女性の地位向上のために世界各国が取り組むべき課題と具体策を示した「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

15年後の平成22年（2010年）3月には、「第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）」が開催され、国連機能強化におけるジェンダー機関の統合などの決議が採択されました。

これを受けて、平成23年（2011年）1月には国連の四つの機関を統合・強化する形で、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」が活動を開始しました。

平成27年（2015年）には、「第4回世界女性会議（北京会議）」から20年目を迎え、「第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）」がニューヨークで開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」や「女性2000年会議」成果文書の実施状況及び評価等を実施して、「第4回世界女性会議20周年における政治宣言」などが採択されました。

(2) 日本の動き

日本では、男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として平成22年（2010年）に「第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

この計画では、新たに「男性、子どもにとっての男女共同参画」や「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」、「科学技術・学術分野における男女共同参画」、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が重点分野として具体的な成果目標を設定しています。

また、社会情勢が変化する中で、男女共同参画を取り巻く課題も多様化していることから、近年では、『雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」）』や『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」）』、『育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」）』が改正されるなど、様々な法や制度の整備が進められています。

さらに、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、指導的地位への女性の参画促進に向けて、平成27年（2015年）8月に、女性の採用、登用、能力開発などのための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）』を制定しました。

また、女性の活躍推進に向けた基盤として、男性の家事、育児などへの参画に向けた取り組みや非正規労働への対策、ひとり親家庭など困難を抱える女性に対する支援、配偶者暴力など女性に対する暴力の予防と根絶などについても、取り組みが進められています。

こうした内容を含めて、平成27年（2015年）12月「第4次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。

（３）茨城県の動き

茨城県では、平成8年（1996年）に、県が取り組むべき女性施策の指針として、男（ひと）と女（ひと）のよりよいパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」を策定しました。

平成13年（2001年）4月には、男女共同参画社会の実現に向けて、県や県民、事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」を施行しました。

平成14年（2002年）3月に、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開していく法定計画として「茨城県男女共同参画基本計画」を策定し、その後、平成18年（2006年）に具体的な施策展開の方向を示した「茨城県男女共同参画実施計画」に改訂され、計画を進行しています。

平成23年（2011年）には、茨城県男女共同参画推進条例に基づく「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）いきいきいばらきハーモニープラン」（平成23～27年度）を策定しました。

平成27年2月には「茨城県男女共同参画社会県民意識調査」を実施し、「様々な分野における男女共同参画の推進」、「持続可能で多様な働き方のための環境の整備」及び「一人ひとりの人権が尊重される幸せな社会の構築」をめざして、平成28年（2016年）3月に「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」を策定しています。

3. 阿見町の取り組み

(1) 阿見町の歩み

本町は、平成14年（2002年）4月に男女共同参画社会推進することを目的として、町長公室企画課に女性行政係を設置、同年9月に阿見町男女共同参画社会推進会議を設置しました。

平成15年（2003年）10月に、あらゆる分野で男女共同参画に向けたまちづくりを進めるため、町民の意識及び実態の把握と、男女共同参画施策の推進を図る上での基礎資料とすることを目的に、「阿見町男女共同参画意識調査」を実施しました。その後、平成17年3月には、男女共同参画推進の基盤となる「阿見町男女共同参画プラン」を策定しました。

また、平成22年（2010年）4月には、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とした「阿見町男女共同参画社会基本条例」を施行しました。

平成24年（2012年）3月には社会情勢の変化に伴い、男女共同参画社会の実現に向けて各施策をより一層推進するため、「阿見町第2次男女共同参画プラン」を策定、平成25年（2013年）4月に町民活動推進課に男女共同参画推進室を設置、同年11月には「男女共同参画都市宣言」を行いました。

さらに、平成27年（2015年）1月に阿見町男女共同参画センター（愛称：AMIふらっとセンター）を開設、同年4月に安心して暮らせるまちづくりを目指した「阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」を施行、同年12月に男女共同参画センター運営協議会を設置しました。

平成27年（2015年）12月に「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施し、これまでの取り組みの見直しや新たな課題を把握し、町民のニーズと平成27年（2015年）8月成立の「女性活躍推進法」の要旨を取り入れて、平成29年（2017年）3月に「阿見町第3次男女共同参画プラン」を策定するものです。



(2) 阿見町第2次男女共同参画プランの達成度

第2次男女共同参画プランにおける事業96項目について、阿見町男女共同参画社会推進会議等の意見・助言などを基に以下のとおり評価しました。

平成27年では「A. 目標をはるかに上回る」は9項目（9.5%）、「B. 目標を上回る」は68項目（71.6%）、「C. 目標通り」は18項目（18.9%）、「D. 目標を下回る」、「E. 目標値をはるかに下回る」はなく（0.0%）と、平成24年と比較すると改善した項目が多く、概ね計画通り事業が進められています。

	A 目標をはるかに上回る		B 目標を上回る		C 目標通り		D 目標を下回る		E 目標をはるかに下回る	
年度	24	27	24	27	24	27	24	27	24	27
基本目標1 家庭における男女共同参画	1	2	10	16	9	2	0	0	0	0
基本目標2 学校における男女共同参画	0	0	4	7	4	1	0	0	0	0
基本目標3 地域における男女共同参画	0	1	9	14	13	7	1	0	0	0
基本目標4 職場における男女共同参画	1	1	6	14	8	6	5	0	1	0
基本目標5 町民一人一人の男女共同参画	2	4	9	14	8	1	0	0	0	0
基本目標6 国際交流における男女共同参画	0	1	1	1	2	1	0	0	0	0
基本目標7 協働型進行管理を実現する	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0
事業合計	4	9	40	68	45	18	6	0	1	0
事業達成割合 (%)	4.2	9.5	41.7	71.6	46.9	18.9	6.3	0.0	1.0	0.0

※第2次男女共同参画プラン策定時は96事業でしたが、1事業廃止となり、平成27年度では95事業となっています。

（３）第３次計画に向けた課題

本町の現状や「男女共同参画に関する町民意識調査」の結果を踏まえ、本町における男女共同参画に関する課題及び今後の展望を以下にまとめました。（資料編 64 ページ参照）

（１）男女の人権の尊重と男女共同参画意識の醸成

男女の人権の尊重は、男女共同参画社会の形成においてその根幹となるものです。性別に関わらず一人の人間としてお互いの人権を尊重することが大切です。

しかし、さまざまな場における性別による固定的役割分担意識や地域社会における根強い慣習・慣行には、人権が尊重されているとは言えない状況が依然としてみうけられます。このようなことから、男女共同参画社会の形成を町民一人ひとりが自らの問題として捉え、身近なところからその実現を図られるよう、男女共同参画の視点に立った意識や慣行を見直し、啓発、広報活動をする必要があります。

また、男女共同参画社会を実現し、性別に関わらず一人の人間として人権が尊重され、社会のあらゆる分野に参画することにより、より住み良い社会を築くことができます。そのために、誰もが生まれながらに持っている人間としての権利の尊重、男女平等を推進する教育・学習環境が必要です。

（２）働く場における男女共同参画の推進

男女が仕事を続けていくためには、男女ともに能力と個性を十分に活かせる職場にすることが必要であり、職場における性別役割分担をなくし、働く意欲を醸成させていかなければなりません。

こうしたことから、男女がともに、個人の価値観や望むライフスタイルに応じた就業形態を主体的に選択でき、どのような選択をしても性別に関わりなく公平な対応が行われるよう、働き方の見直しや職場環境の改善、事業主や労働者の意識改革が必要です。

また、働くことは、人々の生活の経済的基盤を形成する重要なものであるとともに、働くことで得られる達成感、自己実現という観点から、安心して子どもを産み育て家族としての責任を果たすことのできる社会を形成するうえで大切なものです。

しかし、女性における労働力率は依然として、結婚や出産、子育て期には低下しています。

男性においては、仕事中心の生活や長時間労働により、家庭や地域活動に参加する余裕が時間的、精神的にない生活環境にあるのが現実です。

このようなことから、仕事と家庭生活、地域活動の両立を支援するため、子育て・介護環境の整備に努めるとともに、家庭や地域における男女共同参画社会の形成が求められています。

また、女性の活躍推進の観点から働きたい女性、働く女性の相談支援や各種職業訓練等の充実、出産・育児・介護等を理由に離職した女性の再就職支援が求められています。

（３）政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女が、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、個人としての能力を発揮できる機会を確保することは、男女共同参画社会を形成するうえで基盤となるものです。男女共同参画社会に向けて法律が整備されて、個人の意識が多様化し、さまざまな分野で女性の活動・活躍がみられるようになりましたが、政策・方針決定過程の場への女性の参画は未だ十分ではありません。

このようなことから、誰もが参画しやすい環境づくりとともに、積極的に参画できる人材の育成に努め、男女共同参画を促進する必要があります。

また、女性の地位確立や活動しやすい環境づくりを促進する有効な手法、制度の正確な趣旨の浸透・周知徹底が重要です。

国では防災に対し、避難場所などの場における防災の取り組みの際に、男女のニーズの違いの把握など男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を掲げており、特に東日本大震災を機に、より重要視されています。

自然災害などの非常時には、女性や子ども、高齢者、障害者など災害時要援護者の方への配慮が必要となり、女性や多様な立場の人が主体的に災害対策などに参画できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進が必要です。

（４）男女の健康づくりの推進とあらゆる暴力の根絶に向けた取り組み

男女がそれぞれの特性を尊重し、生涯を通じて心身ともに健康な生活を送ることは、男女共同参画社会を形成する上で前提となるものです。

男女がいきいきと暮らす男女共同参画社会の実現には、個人の尊重と併せて、ともに幸福で長生きし、生きがいを持って社会参画ができるよう、生涯を通じて心身ともに健康であることが重要であり、男女の特性に応じた健康の保持・増進体制を推進する必要があります。

また、暴力は重大な人権侵害であり、あらゆる暴力の被害は人々の認識や理解不足により家庭内や恋人間の問題として見過ごされてしまい、被害が潜在化しています。

暴力や人権侵害は絶対に許さないという社会意識の醸成と被害者への支援が重要となります。よって、DVや恋人間で生ずる暴力（デートDV）、多様なハラスメントなど、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みを強化が求められています。

4. 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会（町民のしあわせ）の実現に向けた総合的、包括的な施策に取り組む指針となり、男女の人権を支え合う「暮らし」を創る計画です。

本計画は、前回計画の達成度を踏まえるとともに、「阿見町男女共同に関するアンケート調査」やパブリックコメントを実施し、「阿見町男女共同参画社会推進会議」等の意見・助言などを基に策定しました。

本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）いきいきばらきハーモニープラン」及び「阿見町第6次総合計画」との整合性を図ります。

また、本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」（DV対策基本計画）として一体的に策定するとともに、本町の「阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」に基づき安心して暮らせるまちづくりを推進します。

- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）に関する施策
基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり
（1）暴力等をなくす環境の整備 （2）被害者に対する支援体制の充実（25ページ参照）

さらに、本計画は、「女性活躍推進法」が制定され、本町においても地域社会における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を促進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍を推進するため、第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として一体的に策定するものです。

この計画の推進にあたっては、常に社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応していくものとします。

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に関する施策
基本目標2 いきいきと働き、活躍できる職場づくり
（3）女性が能力を発揮しやすい環境（20ページ参照）

5. 計画の期間

本計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画の期間とし、必要に応じて見直しを行います。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
阿見町第2次男女共同参画プラン									
					阿見町第3次男女共同参画プラン				

6. 計画策定の考え方

本計画の策定に関わる考え方は次の5点です。

(1) 基本的人権として多様な生き方・暮らし方を尊重できる社会づくり

- 多様な生き方が尊重され、家庭・地域・職場や学校などあらゆる場面で男女が活躍できる環境を形成します。
- 「人は独りでは生きられない」という視点に立ち、多様な生き方を尊重し、支えあう人間関係（絆）を形成します。
- 暴力による人権の侵害を予防・解決するために積極的に制度充実を図ります。

(2) 男女共同参画社会の早急な実現を図るため、積極的な意識改革・制度改革の推進

- 固定的性役割分担を前提とした制度や慣行の見直しを積極的行います
- 多様な働き方が選択できるように「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」や「子育て、子育て支援策」の充実を支援します。

(3) すべての人が安全で安心に暮らせる社会にするために、男女共同参画視点を重視した雇用・セーフティネットの推進

- 男女の生涯に渡る雇用の課題や高齢社会に伴う福祉課題の解決を図ります。

(4) 市民協働の視点に立って、男女共同参画社会の実現を地域社会から推進

- 地域の課題解決のための実践活動を通じた男女共同参画の推進を図ります。
- 町民・事業者と行政の協働によって男女共同参画の推進を図ります。

(5) 積極的に取り組む課題

- 男性にとっての男女共同参画施策の積極的展開を図ります。
- 子どもにとっての男女共同参画施策の展開を図ります。
- 女性の活躍による社会の活性化を視野に入れた施策展開を図ります。
- 生活困難を抱える町民への対応を図ります。

7. 目指すべき社会

本町では、次の5つの男女共同参画社会を目指します。

- (1) 人権が尊重され、ともに参画できる社会
- (2) 固定概念に捉われない男女平等の社会
- (3) 個性と能力が十分発揮でき、ともに活躍できる社会
- (4) 生涯を通じて一人ひとりの命が大切にされ、幸せに暮らせる社会
- (5) 町民・事業者と行政が協働し、男女の幸せを実現できる社会

8. 計画の基本理念

**誰もが個性と能力を発揮し、
お互いに認め合う「幸せのまち あみ」**

男女共同参画社会の実現のためには、社会通念、慣行、偏った意識、制度等を見直し、多様な価値観や生き方を尊重する意識を育み、家庭や職場、学校等において、町民一人ひとりが「自分らしさ」を発揮し、ともに協力し合い、喜びを分かち合えることが重要です。

本計画は、「男女共同参画社会基本法」を基本に置き、町民一人ひとりが性別や国籍、年齢、障害などに関わりなく、個性と能力を発揮し、ともに輝くことができる男女共同参画の視点が活かされた、豊かで活力ある社会を目指します。

また、町民一人ひとりが主役となり、すべての人権が尊重され、それぞれが自分らしい生き方を選択し、互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる男女共同参画社会の実現を目指します。

9. 基本目標と施策の方向性

本計画では基本理念の実現のため、以下の4点を基本目標の柱として総合的に推進していきます。

【基本目標1】 人権が尊重される意識づくり

すべての町民が男女共同参画や人権について正しく理解し、家庭や地域、学校、職場等に残る「固定的な性別役割分担意識」を解消するとともに、一人ひとりがお互いの人権を尊重しあえる環境づくりを推進します。

- (1) 家庭で育む男女共同参画
- (2) 学校教育で育む男女共同参画
- (3) 国際理解で育む男女共同参画
- (4) あらゆる男女共同参画を支える体制

【基本目標2】 いきいきと働き、活躍できる職場づくり

男女が家事・育児・介護等について助け合いながら、ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図りつつ、あらゆる分野において活躍できるよう支援します。

特に、男性の家庭や地域への参画を可能とするための環境づくりや子育て支援を強化し、働く女性のさらなる活躍推進を図ります。

- （1）働く場における男女共同参画
- （2）仕事と家庭の両立を支える環境
- （3）女性が能力を発揮しやすい環境
- （4）多様な働き方を支える環境

【基本目標3】 個性と能力を発揮できる地域づくり

男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定過程に男女が対等な立場でともに参画し、多様な視点が反映される場づくりを推進します。

また、町民・事業者と行政が協働して、より豊かで活力ある地域社会の形成を目指し、男女がともに参画できる地域・社会活動等の充実を図ります。

さらに、男性が中心となりがちな防災の分野では、女性の参画を促進するとともに、被災・復興時における性差に配慮した防災・危機管理体制づくりを推進します。

- （1）政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進
- （2）男女で支える地域活動の推進
- （3）男女共同参画の視点に立った防犯、防災体制

【基本目標4】 だれもが安心して暮らせるまちづくり

男女共同参画の根底をなすのは、男女が等しく個人としての尊重されることであり、「男女の人権の尊重」なくして、男女共同参画社会の確立はありません。

パートナー間の暴力は、重大な人権侵害であるという認識に立ち、暴力の発生を防ぐ環境づくりに取り組みます。

また、多様な性のあり方を認め合う意識環境の整備や、お互いの性を理解し、生涯にわたる健康づくりなど、一人ひとりに応じた生きがいつくりに取り組みます。

- （1）暴力等をなくす環境の整備
- （2）被害者に対する支援体制の充実
- （3）一人ひとりに応じた生きがいつくり

10. 計画の体系図



第 2 章

施策の展開

第2章 施策の展開

基本目標1 人権が尊重される意識づくり

(1) 家庭で育む男女共同参画

阿見町では、男女平等の基本を家庭生活におきます。家庭における固定的な役割分担を見直し、男女共同参画を推進するため、児童・生徒の保護者や家族を対象とした学習機会の充実を図ります。

また、生涯学習等の機会を通じ、男女共同参画の視点に立った情報提供や学習機会の充実を図ります。

(担当課 ◎：主課 ○なし：従課 ●：協力団体)

1 家庭における男女の性別役割分担意識の是正 【◎町民活動推進課 生涯学習課 指導室】

■家庭における性別役割分担意識を見直すため、各種講演会、講座の開催等、啓発活動を推進します。また、男女平等や性別に捉われない男女の育て方等について、父親・母親ともに学習する機会を提供します。

・啓発用パンフレットの作成 ・各種講演会・講座の開催 ・家庭教育座談会の開催

2 男女共同参画に関する家庭教育事業の充実 【◎生涯学習課 ●PTA ●各種団体】

■家庭教育学級に、男女共同参画に関する学習を積極的に展開します。それとともに子どもたちが能動的に男女共同参画意識を形成できるよう、ワークショップ手法を取り入れた学習を実施します。

3 指導者の育成 【◎生涯学習課 図書館 ●社会福祉協議会 ●各種団体】

■生涯学習を通じて男女の社会参画を促進するため、将来の指導者やボランティアを育成し、活動リーダーの養成を目的とした事業を実施します。

・点字、朗読、保育、子育てボランティア等の指導者養成
・読み聞かせボランティア図書館ボランティアの育成
・社会教育指導員の育成 ・達人バンク制度の利活用

4 性・世代をこえた交流の促進 【◎生涯学習課 ●ふれあい地区館】

■女性と男性、高齢者と若者が交流し、お互いのパートナーシップを深められるような機会を提供していきます。

・ふれあい地区館三世代交流の機会をさらに充実させます。
・スポーツ交流会の開催

（2）学校教育で育む男女共同参画

学校では、次の世代を担う児童・生徒の知識や意識の形成に大きな役割を果たします。

男女共同参画社会の実現に向けて、私たちを取り巻くあらゆる教育の場において現状を認識し、男女共同参画の視点に立った学習機会の提供・充実を図ります。

5 子どもの人権についての啓発 【◎指導室 ●民生委員・児童委員 ●PTA】

■子ども一人ひとりの人権が尊重され、自由と自立が促進されなければならないという、子どもの人権についての啓発を推進します。

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」の周知徹底
- ・「阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」の周知徹底

6 男女平等教育指導資料の活用（教科・道徳・特別活動・人権教育等において）

【◎指導室 町民活動推進課 ●PTA ●各種団体】

■男女共同参画社会の実現を目指し、一人ひとりを大切にした教育を推進します。

- ・国や県等の指導資料等を有効活用した授業等の実施
- ・人権教育の年間指導計画及び推進計画の作成
- ・学校だより・PTA運営等の広報誌による啓発

7 思春期保健指導の実施 【◎指導室 ●PTA】

■保健師による思春期の保健指導を推進します。

- ・本人及び家族を対象とした思春期保健指導の充実

■小中学校における人権尊重、男女平等意識の高揚を図り、心豊かな人格形成を目指す教育を推進します。

- ・学校教育活動全体を通して、小中一貫した生命と性の尊さについての教育の充実

8 家庭科における家庭生活・保育学習 【◎指導室 子ども家庭課（保育所） ●PTA】

■中学校家庭科の「家庭生活」や「保育」等の実践的・体験的学習を通して、母性・父性に対する自覚を高めるとともに、男女ともに母性保護に関する理解と認識を育てるよう努めます。

9 教職員の研修機会の充実 【◎指導室 ●PTA】

■教師自身が男女共同参画社会の実現について理解を深めるとともに、教師自らの生き方について見直す研修機会を充実します。

- ・国、県の研修会への積極的参加の促進
- ・校内研修会の実施

10 個性を生かす進路指導（男女共同参画型キャリア教育の推進） 【◎指導室 商工観光課 ●PTA】

■性別にこだわることなく、自分の未来（進路や職業選択）を考える力となる進路指導を推進します。

- ・進路啓発事業の実施
- ・社会体験チャレンジ事業の実施

（3）国際理解で育む男女共同参画

国際交流活動の促進により、国際理解を深めるとともに、国際的視野に立った男女共同参画の意識啓発を進めます。

また、地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人もコミュニティの一員として積極的にまちづくりに参画できるよう努めます。

1 1 多文化理解の推進 【◎政策秘書課 指導室 ●国際交流協会】

■国際理解講座、語学講座の開催、及び海外情報の提供や、多文化の相互理解を図る教育により、多文化理解を進めます。

- ・外国文化にふれよう、世界の文化を知ろう等の国際理解講座の開催
- ・児童生徒の実態や地域の特性を生かし、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間との連携を図った国際理解教育の充実
- ・中学生の海外派遣事業

1 2 国際交流の促進 【◎政策秘書課 ●国際交流協会】

■男女がともに参加する幅広い交流を進めるため、国際交流活動の充実を図ります。

- ・外国語講座や交流の集いの開催等
- ・友好都市交流（中国柳州市） ・姉妹都市交流（アメリカウィスコンシン州スーペリア市）

1 3 コミュニティの推進 【◎政策秘書課 ●国際交流協会】

■地域に暮らす外国人が安心して暮らせるように、外国語による生活情報やイベント情報の提供や日本語教室等を開催し、多文化共生社会の実現を目指します。

- ・情報提供 ・日本語教室の開催



（４）あらゆる男女共同参画を支える体制

性差別や性別による固定的な役割分担意識、偏見などに対し、男女がお互いの特質を認めつつ、人としてお互いを思いやり、個人としての尊厳を重んじるよう、講演会等の開催、情報紙や啓発広報冊子の発行、広報あみやホームページでの啓発に努めます。

その際、世代によって男女共同参画への理解度が異なることを考慮し、それぞれの世代に合わせた啓発方法や具体的な事例紹介などの工夫を施し、より一層の意識づくりと行動化を促進します。

1 4 男女の人権・平等意識を形成する講座等の開催

【◎町民活動推進課 生涯学習課 ●各種団体】

- 子ども・障害者・高齢者を含めた幅広い世代間の人権問題に取り組みながら男女の人権平等意識の形成に向けた取り組みを推進します。
- ・男女共同参画社会推進のための講演会及び講座の開催 ・公民館等の講座の開催

1 5 男女平等に関する法律や制度の普及 【◎町民活動推進課】

- 男女共同参画社会基本法、女性差別撤廃条約、男女雇用機会均等法等、男女平等に関する法律や制度の普及を図ります。また、そのために各種教材の有効な活用を図ります。

1 6 男女共同参画への関心を高める事業等の開催 【◎町民活動推進課】 **新規**

- 男女共同参画への関心を高める講演会を開催し、参画意識の高揚を図ります。
- ・男女共同参画講座等の実施 ・婚活事業の実施

1 7 男女共同参画センターの充実 【◎町民活動推進課 ●各種団体】 **新規**

- 男女共同参画センターは、男女共同参画社会実現に関するさまざまな施策を積極的に展開し、町民、団体および事業者の主体的な活動を支援します。
- 情報収集、学習、調査研究、相談事業の実施および関係機関、施設との連携を図り、町民の幅広い自主的な活動をあらゆる面において支援し、また施策を推進する中核施設となるよう男女共同参画センターを充実させます。

1 8 多様な広報媒体による広報・啓発の充実 【◎町民活動推進課 ●各種団体】

- パンフレットやビデオ、インターネット等の多様な媒体を通じ、あらゆる世代・立場の町民に対して男女共同参画社会やジェンダー、女性の政策・方針決定過程への参画等についての啓発を進めます。
- ・情報誌の発行 ・広報紙の活用

19 男女平等に関する町民意識や実態調査の実施 【◎町民活動推進課 ●各種団体】

- 男女平等に関する町民の意識や実態を調査分析し、女性施策推進のための資料として活用します。
- ・町民意識調査の実施
 - ・職員意識調査の実施
 - ・事業所調査の実施

20 男女共同参画社会に関する情報の収集・整理・提供 【◎町民活動推進課 関係各課】

- 国内外の男女共同参画社会に関する資料や情報を収集・整理し、広報あみや町のホームページ等、様々な媒体を利用して町民に積極的に提供します。

21 まちづくり・観光・文化の推進等に男女共同参画視点を生かす

【◎生涯学習課 ◎商工観光課 ●商工会 ●各種団体】

- まちづくりや観光・文化など多様な行政事業に男女共同の視点を生かします。
- ・町文化協会の支援
 - ・文化芸術振興条例の策定
 - ・観光協会の支援



基本目標2 いきいきと働き、活躍できる職場づくり

(1) 働く場における男女共同参画

働く場や雇用における男女平等な機会及び待遇を実質的に確保するため、引き続き「男女雇用機会均等法」などの関係法制度の周知や、労働環境・条件に関する情報提供を行います。

また、セクシャル・ハラスメントなどあらゆるハラスメントのない職場の実現に向けて、地域や企業・事業者を意識啓発を行います。

2.2 男女平等の職場づくりと働きやすい職場環境の整備 【◎総務課】

■庁内の男女間の職域の偏り及び固定的な役割分担を是正し、個性や能力が生かせる雇用管理を行うとともに、あらゆるハラスメント防止対策や健康対策の充実等働きやすい職場環境の整備に努めます。また、仕事と子育て・介護の両立ができる支援体制づくりに努めます。

2.3 働く男女のメンタルヘルスの充実 【◎商工観光課】

■職場でのストレスによる心の病等に対応する企業の取り組みを支援します。

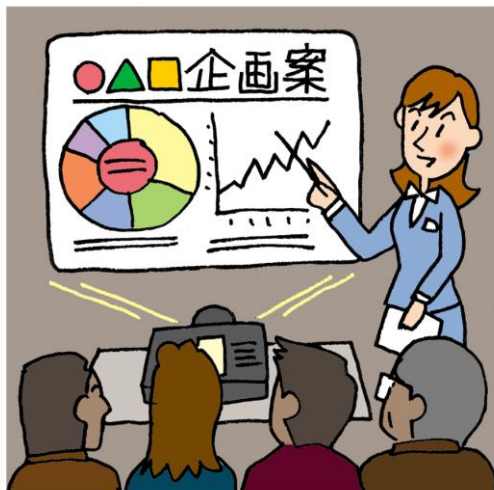
2.4 改正男女雇用機会均等法等の推進 【◎商工観光課 ●工業懇談会 ●商工会】

■改正男女雇用機会均等法、労働基準法等について周知し、雇用の場における男女平等の促進を図るとともに労働者の権利等について普及、啓発を図ります。

2.5 あらゆるハラスメント防止に向けた啓発活動の推進 **新規**

【◎商工観光課 町民活動推進課 ●各種団体】

■あらゆるハラスメントについて広報活動や講座をととして町民の理解を図ります。特に事業所に対して防止や啓発の働きかけを強化していきます。
■セクハラ等に関するアンケート調査を実施し、実態解明を推進します。



(2) 仕事と家庭の両立を支える環境

女性の社会進出が進み、勤労者世帯の過半数が共働き世帯となる一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は、こうした変化に対応していない状況にあります。

男女を問わず、それぞれの価値観やライフスタイルに応じて多様で柔軟な働き方を選択することができ、かつ、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保される、安心して生活ができるような支援が必要です。ワーク・ライフ・バランスが、人生を豊かに生きるために大切であることを啓発するとともに、男性の育児・介護休業の取得の促進を事業主や企業などへ働きかけます。

2.6 子育てにあたる大人への学習機会の提供

【◎地域子育て支援センター ◎健康づくり課 ◎生涯学習課 指導室】

■子育てにあたる大人への学習機会を提供します。

・育児講座 ・離乳食教室 ・家庭教育座談会の開催 ・PTA活動

2.7 男性への啓発事業の推進 【◎生涯学習課 健康づくり課 町民活動推進課】

■男性に向けた家事・育児等に関する啓発活動を実施します。

・育児・料理等の講座、自立支援に向けた講演会の開催 ・マタニティクラスの開催

2.8 男性育児休業取得のための環境づくり 【◎商工観光課 ◎総務課 ●工業懇談会】

■男性が育児休業を取得した事例を積極的に広報する等、育児は男女がともに担うものであるという認識を社会に浸透させていきます。

2.9 企業で働く男性管理職等への意識啓発 【◎商工観光課 ◎総務課 ●工業懇談会】

■企業で働く男性管理職を中心に、ジェンダー意識に関する研修機会を整備します。

3.0 育児休業制度の普及・啓発のための環境づくり 【◎商工観光課 ◎総務課】

■育児休業制度や育児休業給付の普及を図ります。そのため、企業等へのPRを進めるとともに、広報等により制度の理解を広めます。また、制度の充実を国等へ要請していきます。男性が育児休業を取得した事例を積極的に広報する等、育児は男女がともに担うものであるという認識を社会に浸透させていきます。

■国や県等と連携し、介護休業制度の導入と定着を企業等に働きかけます。また、男女労働者に介護休業制度についての周知を図ります。

(3) 女性が能力を発揮しやすい環境

平成27年に「女性活躍推進法」が成立し、国や地方公共団体、民間事業主へ女性の採用、登用、能力開発などを配慮した事業主行動計画の策定が義務付けられました。

育児や介護などを理由に働いていない女性や責任ある地位での活躍やステップアップを希望する女性などの登用を促進し、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分発揮できるよう、就業相談体制の充実や仕事と家庭の両立支援、職業教育の充実を図ります。

3 1 女性（男性）就業相談体制の充実 【◎商工観光課 町民活動推進課】

- 関係機関と連携し、女性（男性）の就職、再就職、起業等を支援するため、相談体制を充実させるとともに、町民の情報リテラシーの向上を図るため、多様な講習会を実施します。
- ・講習会事業の啓発

3 2 就労環境改善（差別的慣行・慣習・福利厚生等） 【◎商工観光課 ●工業懇談会 ●商工会】

- 労働関係機関や町内事業者と連携し、雇用の場での差別的慣行の是正やあらゆるハラスメント防止の啓発等に努めます。また、パートタイム労働者、派遣労働者及び家内労働者に対する労働条件改善の啓発等に努めます。
- ・ポジティブ・アクションの促進
 - ・男女雇用機会均等法の周知・啓発
 - ・働く女性の労働条件改善の支援
 - ・労働条件改善に関する啓発
 - ・労働時間短縮についての啓発
 - ・町内事業者との連携
 - ・企業及び労働者への関係法規の周知
 - ・就職相談会、就活フェアの開催

3 3 女性のための就業支援と就業情報の提供 **新規**

【◎商工観光課 町民活動推進課 ●工業懇談会 ●商工会】

- 家庭の事由により退職した女性の再就職やこれから就職する女性などを就業支援や職業教育を実施するとともに、情報提供や講座の開催、新規開業者の支援など、女性の起業への支援を実施し、新しい働き方の促進を図ります。

3 4 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の周知・促進 **新規**

【◎商工観光課 町民活動推進課 ●工業懇談会 ●商工会】

- 雇用する労働者が300人以下の事業主に対し、「女性活躍推進法」の周知を行い、事業主行動計画の策定を促進します。

(4) 多様な働き方を支える環境

本町では、各種福祉分野の計画に基づき、さまざまな社会的サービスの充実を図っており、今後も男女共同参画の視点から、男女のどちらか一方だけに負担が偏らないような支援を行っていく必要があります。

男女ともに家庭における育児や介護などの負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスを促進できるよう子育て、介護サービスなどの社会的支援の環境の整備、充実に努めます。

3 5 子育てに関する情報提供・相談事業の充実 新規

【◎地域子育て支援センター ◎保育所 ◎児童館 ◎子ども家庭課】

- 男女がともに子育てを担えるよう、多様なニーズに応じた子育て支援のための情報提供や相談事業の充実を図ります。
- ・子育てハンドブック等情報誌の発行

3 6 保護者の就労形態に対応した子育て支援事業の充実 新規 【◎保育所 ◎子ども家庭課】

- 子育て中の保護者の就労形態の多様化に対応して、延長保育、病児・病後児保育、一時保育事業、放課後児童健全育成事業等の支援事業を実施します。
- ・保育施設の充実
 - ・放課後児童健全育成事業

3 7 地域で支える子育て環境づくり 新規

【◎地域子育て支援センター ◎保育所 ◎児童館 子ども家庭課】

- 子育て家庭に対する相談、サークル等の育成・支援、保育サービスの情報提供を行う拠点として、地域子育て支援センターや児童館の充実を図るとともに、地域の子育てネットワークづくりの推進を図ります。
- ・地域子育て支援センター事業
 - ・ファミリーサポートセンター事業
 - ・地域組織活動育成事業（母親クラブ）

3 8 ひとり親家庭等への支援

【◎子ども家庭課 社会福祉課 国保年金課 ●社会福祉協議会 ●民生委員・児童委員】

- ひとり親家庭の生活の安定と自立支援のため、ひとり親家庭医療福祉費助成制度及び母子寡婦福祉団体の育成等、生活困難を抱える町民への対応に努めます。

3 9 介護者の負担軽減 新規 【◎高齢福祉課 ●地域包括支援センター】

- 介護保険による介護サービスの利用を促すことにより、介護者の負担軽減を図り、多様な働き方ができるような環境づくりを目指します。
- ・介護保険による福祉サービス給付
 - ・介護予防・日常生活支援総合事業

基本目標3 個性と能力を発揮できる地域づくり

(1) 政策や方針決定過程などへの女性の参画の促進

これまで政策立案や方針決定への参画機会が少なかった女性が、社会のあらゆる場に進出するため、女性の参画を妨げる個人の意識や社会の仕組みを少しずつでも変え、能力を十分に発揮できる環境をつくっていく必要があります。

日常生活に深い関わりを持つ町の施策や方針決定の場において、男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する基盤となります。そのため、女性の立場からの意見や価値観が反映されるよう、各種審議会・委員会への女性の参画を積極的に働きかけるとともに、女性自身が意欲と能力を高められるよう、女性のエンパワーメントを促進します。

4.0 各種審議会等女性委員比率の向上 【◎町民活動推進課 関係各課】

- 町政の政策形成や方針決定の場に女性の意見等を積極的に反映させるため、各種審議会等の女性委員の比率を30%以上とするよう努めます。また、公募制の導入等、委員構成の見直しを図り、女性の参画が促進される環境を整えます。

4.1 町役場管理職への女性の登用 【◎総務課】

- 将来指導的職員に成長していく人材プールである係長、課長補佐職に女性職員を積極的に登用する取り組みを通して、町役場の管理職への女性登用を適性に応じ進めます。また、能力と知識の向上を図るため職員研修を行い、人材育成を図ります。



(2) 男女で支える地域活動の推進

男女がともに地域とのつながりの中で個々の才能を十分発揮できるより良い地域社会の形成を図るため、女性が社会参画をする意義の啓発を行います。

また、地域・社会活動への参画に向けた人材の育成・発掘・活用の支援を推進します。

さらに、農業や商工自営業等の担い手の男女が、ともにその持てる力を十分に発揮できるように、固定的な性別役割分担意識や、それに基づく慣習等にとらわれないよう、各種冊子の配布、組織・団体等との連携による女性の社会参画を推進します。

4.2 地域活動と連動した学習機会の提供 【◎町民活動推進課 ●各種団体】

- 男女共同参画の実現を目指し、女性が地域を支えるメンバーとして活動できるよう、社会参加の機会と学習の場を提供します。特に、地域での男女共同参画を目指した出前講座や学習支援を行います。

4.3 アグリウェルカムプランの推進 【◎農業振興課 農業委員会 ●農業協同組合】

- 農業・農村における男女共同参画社会の実現を目指し、各種研修会の開催や家族経営協定を推進します。
 - ・家族経営協定の推進
 - ・農業・農村における男女共同参画社会実現に向けた普及啓発活動の推進
 - ・農業女性団体の育成指導

4.4 自営業・農業等における男女共同参画経営の推進

【◎農業振興課 ◎商工観光課 ●商工会 ●農業協同組合】

- 男女共同参画経営を推進するため、女性が家族従業員として果たしている役割の適正な評価に努めるよう、啓発推進に努めます。

4.5 各種団体等の女性役員の登用促進 【◎町民活動推進課 関係各課】

- 各種団体等の役員に、女性が多く登用されるよう促進します。



（３）男女共同参画の視点に立った防災・防犯対策

自然災害や大地震などの非常時における避難所の設置などには、男女のニーズの違い、災害弱者や女性への配慮の問題などが発生する可能性があります。そのため、男女共同参画の視点に立った女性の参画による防災対策と災害時支援を考慮するとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立します。

また、男女共同参画の視点を取り入れた防犯対策を推進し、安心して暮らせるまちづくりに努めます。

さらに、防災・防犯対策は、行政の取り組みだけではなく自主防災・防犯組織や消防団、ボランティア組織など地域のさまざまな団体と協働で取り組みます。

4 6 防災活動に関する男女共同参画の推進 【◎交通防災課 ●自主防災組織 ●消防団】

■地域防災・自主防災活動に女性の参画を積極的に推進し、阿見町の減災力を高めます。

- ・女性消防団員の活動支援
- ・自主防災組織の活動支援

4 7 犯罪を防止する環境整備 【◎交通防災課 ●自主防犯組織】

■警察、町、防犯連絡員協議会及び各種団体が一体となって地域ぐるみの防犯活動を推進します。

また、地域住民の防犯意識の高揚と自主的な防犯活動を推進するため、自治会等が行う防犯活動を支援します。さらに、防犯灯を設置する等、犯罪を防止する環境の整備を推進します。

- ・青色防犯パトロール
- ・自主防犯組織への活動支援



基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

(1) 暴力等をなくす環境の整備

配偶者等からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）の被害者は多くが女性です。その背景として固定的な性別役割分担意識や女性の経済的自立の困難さ等から女性が軽視され、家庭内の暴力を容認しがちな社会風潮にあります。また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の制定などにより法整備が進み、「DV」という言葉の認知度は高くなってきています。「殴る、蹴る」等の身体的な暴力の他に、「大声で怒鳴る」「無視をする」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「避妊に協力しない」等の性的暴力がDVにあたるという認識が不十分です。そのため、加害者、被害者双方の認識不足から被害が潜在化、深刻化しやすく、更なる意識啓発が必要となっています。

「DV防止法」や「阿見町児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」の周知を図り、DVは犯罪にもなる重大な人権侵害であり、暴力を許さないという社会的認識の醸成や、被害者への理解を深めるための意識啓発を推進します。

また、子どもや高齢者、障害者等に対する暴力や虐待防止に向けた取り組みを充実します。

48 DVに関する意識啓発 **新規** 【◎町民活動推進課】

- 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けて、県・国・国際的な法律、施策等の情報を収集し、パンフレットやホームページを活用し町民に情報提供します。
- ・パンフレットの配布 ・広報あみによる啓発

49 ストーカー防止の啓発 【◎町民活動推進課】

- ストーカー行為による被害は、人権侵害に深くかわることであり、防止に向けて啓発を図ります。

50 障害者・高齢者の虐待防止、早期発見、相談・支援の充実

【◎高齢福祉課 ◎社会福祉課 ●民生委員・児童委員 ●地域包括支援センター】

- 関係機関や事業者等とのネットワーク化を図り、虐待の早期発見及び対応について協議・支援するシステムの確立や、介護者をサポートする体制づくり等について検討していきます。また、必要に応じて、様々な対応をします。

51 相談員の育成と相談体制の充実 【◎町民活動推進課】

- 専門的相談員を育成するとともに相談窓口を充実します。

（２）被害者に対する支援体制の充実

暴力を受けた被害者が、一人で我慢せず、安心して相談ができるよう、相談窓口の周知及び関係各課等での横断的な相談支援を行います。

また、職務者の資質向上のための研修を行い、DV被害者への適切な対応と二次被害の防止に努めます。

さらに、DV被害者の安全確保のための緊急一時保護について、被害者の意思を尊重し、迅速かつ的確に対応するための体制を強化します。

5.2 DVや女性の抱える相談の実施及び関係機関との連携体制の充実 **新規**

【◎町民活動推進課 子ども家庭課 社会福祉課 健康づくり課】

■DVや女性の抱える悩み、家庭、児童に関する問題に対応する相談の実施及び関係機関との協力・連携体制を強化するとともに、被害者の緊急避難の支援に取り組みます。

- ・相談窓口の設置
- ・相談員の育成
- ・研修会

5.3 子どもの虐待の早期発見・指導、相談・支援の充実

【◎子ども家庭課 ◎指導室 ◎健康づくり課 町民活動推進課 ●民生委員・児童委員】

■虐待の早期発見・指導を行い、より良い育児環境づくりを目指します。また、関係機関のネットワーク化を強化するとともに、一時保護できる体制づくりを検討します。

- ・乳幼児健康診査等実施におけるスクリーニングの強化
- ・虐待の疑われる保護者への指導
- ・虐待事例についての情報交換等、関係機関との連携
- ・教職員による児童虐待の早期発見
- ・被害実態の把握や家庭内暴力に関する調査研究の実施



(3) 一人ひとりに応じた生きがいづくり

男女共同参画社会の実現には、男女がお互いの身体的特徴を理解しあい、相手を尊重することが大切です。そのため、健康に関する学習機会や情報提供に努めるとともに、町民が利用しやすい健康増進事業を実施し、健康づくりを推進します。

また、高齢になっても健康で充実した生活を送ることができるよう、社会参加の推進や生きがいづくりのための各種施策を推進します。

5 4 高齢者等の社会参加の推進と生きがいづくり 新規

【◎高齢福祉課 ◎健康づくり課 ◎生涯学習課 ●地域包括支援センター】

■高齢になっても健康で充実した生活を送ることができるよう、社会参加の推進や生きがいづくりのための各種施策を推進します。

- ・健康保持のための指導 ・地域サロンの実施
- ・ふれあい地区館高齢者部会支援 ・高齢者の生きがいづくりの充実
- ・生涯活躍のまちづくりの支援 ・充実した社会参加の推進

5 5 シルバークラブの育成と支援 【◎高齢福祉課 ●シルバークラブ連合会】

■自らの持つ知識・技能を生かし積極的に社会に参加していくシルバークラブの新たな取り組みに対して支援の充実を図ります。

5 6 シルバー人材センターの充実 【◎高齢福祉課 ●シルバー人材センター】

■高齢者の就業ニーズに適した仕事の開拓や開発を推進します。

5 7 団体やグループのネットワークづくりの促進 【◎町民活動推進課 ●各種団体】

■コミュニケーションを図りながら、団体やグループのネットワークづくりを促進します。

- ・団体やグループ間の交流や活動を支援するためのネットワークづくりの促進
- ・地域での男女共同参画の促進に携わる団体への支援

5 8 健康に関する相談や各種健康診査事業の充実 新規 【◎健康づくり課 ◎国保年金課】

■健康教育、健康相談について内容の充実を図ります。

■女性のための健康診査の充実を図るとともに、女性が健診を受けやすい体制づくりを図ります。
また、健康管理を目的に疾病予防対策の実施を推進します。

59 母子の健康維持のための各種事業 **新規** 【◎健康づくり課】

■妊産婦や乳幼児の心身の健康維持のため、育児相談や総合的な健康診査の実施、保健師による家庭訪問等を行い、疾病や異常の早期発見と個々の問題への適切な支援に努めます。

- ・相談指導事業 ・家庭訪問指導事業 ・健康診査事業
- ・マタニティクラスの開催 ・母子健康手帳交付時の保健指導

60 スポーツ参加の促進 【◎生涯学習課】

■スポーツ参加を積極的に推進するための促進策を実施します。



第 3 章

計画の推進

第3章 計画の推進

1. 町民・事業者、行政等の役割

本計画は、行政だけでなく町民や事業者、各種町民団体などの理解と協力のもと、一体となって施策や事業の推進に取り組んでいきます。

(1) 町民の参画

男女共同参画社会の実現に向けて、町民一人ひとりが家庭や職場、地域社会において主体的に行動し、男女がともに、あらゆる場面で活躍していくことが期待されています。

町民は、男女共同参画についての理解を深め、自ら男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。そのため、町民は、本町が行う男女共同参画推進の施策に積極的に関わり、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

(2) 町民団体、事業者等との連携

町民団体・事業者は、その事業活動において積極的に男女共同参画の推進に努めることをその役割とします。そのため、町民団体・事業者は、本町が行う男女共同参画推進の施策に協力し、「男女共同参画社会の実現」を推進します。

(3) 庁内組織の強化

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、各分野の広範囲にわたっています。これを着実に推進するためには、全庁的に行政課題として取り組むことが必要となります。

このため、町民活動推進課を事務局として、男女共同参画の推進に関わる施策を総合的かつ計画的に実施します。

(4) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画の推進は、本町のみならず、近隣市町村、県、国も主要な課題として取り組んでいます。また、法律や制度などは、国や県の施策に負うものも多くあります。

このため、国や県、近隣市町村や関係機関とのネットワークの強化に努め、広く男女共同参画に関する情報収集を行い、講演会やセミナー、研修会、啓発事業を協力して行う体制づくりに努めます。

計画を実行するための留意点

- ・ 成果目標を設定し、具体的で実効性のある施策を明示します。
- ・ 町民による進行管理を実現し、系統的で見直し可能な体制をとります

2. 阿見町第3次男女共同参画プランの推進

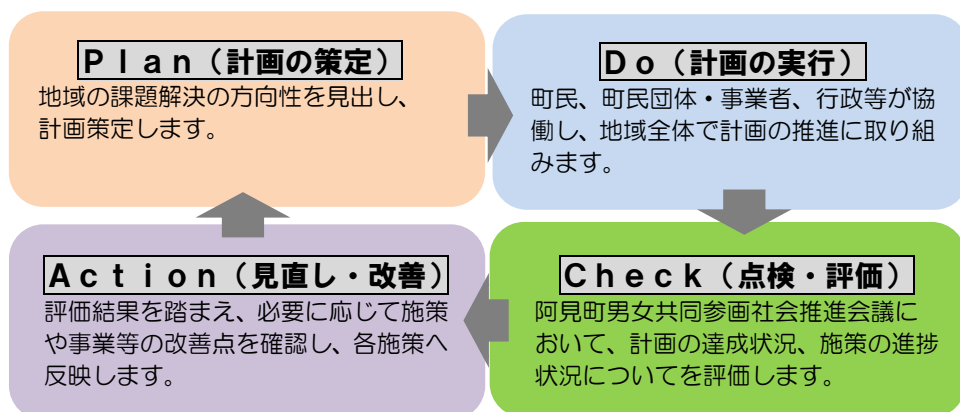
(1) 計画の周知

本計画は、町民・事業者、行政などが一体となって協働で取り組んでいくものとなります。そのため、広報あみやホームページなどを通して、計画の周知を図ります。

(2) 計画の進行管理

本計画の着実な推進を図るため、「阿見町男女共同参画社会推進会議」において進捗状況の点検・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる計画の推進を図ります。

PDCAサイクルとは、マネジメントサイクルのひとつで、計画（Plan）を立て、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行う一連の流れのことであり、本計画に位置付けた施策の進捗状況を管理し、計画の目標達成に向けた実効性を確保します。



3. 数値目標の設定

本計画では、計画の進捗状況や達成度を的確に把握し、評価するため、主な施策に数値目標を設定します。

- ①本町の特性を勘案し、平成33年度までに達成すべき目標値を設定します。
- ②町の総合計画・関連する個別計画・行政改革等で設定している目標値については、その目標値に準じて設定します。
- ③目標値は、町民・事業者、行政等の協働により達成するものです。

基本 目標	施策の 方向	施策 番号	項目	現状値 (平成27年)	目標値 (平成33年)	出典・担当課
1 人権が尊重される 意識づくり	(4)	14 19	しきたりや慣習において男女が「平等である」と回答した人の割合	11.6%	対H27比増	アンケート調査
	(4)	16	男女共同参画社会講演会・講座への参加人数	572人	1,000人	町民活動推進課
	(4)	17	阿見町男女共同参画センターの認知度	24.0%	50.0%	アンケート調査
2 いきいきと働き、 活躍できる職場づくり	(1)	22 24	職場において男女が「平等である」と回答した人の割合	19.3%	対H27比増	アンケート調査
	(2)	28 30	町職員が育児休業制度取得した割合（男性職員の育休取得者数）	0人	1人以上	特定事業主行動計画
	(3)	31 33	就業相談・支援体制の充実（育児・介護・就職等の相談者数）	新規	年間30件	町民活動推進課
3 個性と能力を 発揮できる地域づくり	(1)	40	町の審議会等における女性委員の割合	29.6%	30.0%以上	町民活動推進課
	(1)	41	町職員の課長補佐相当職の女性の割合	3人	9人	特定事業主行動計画
	(2)	42 19	地域活動において男女が「平等である」と回答した人の割合	9.8%	対H27比増	アンケート調査
	(2)	43 44	アグリウェルカムプランの推進 家族経営協定締結家庭数	27世帯	対H27比増	農業振興課
	(2)	45	女性の区長・副区長の人数	1人	対H27比増	町民活動推進課
	(3)	46	防災活動への男女共同参画の推進（女性防災士の人数）	7人	10人	交通防災課
4 誰もが安心して 暮らせるまちづくり	(2)	52 53	DV等被害者に対する支援体制の充実（専門相談員の人数）	0人	1人	町民活動推進課

資料編

資料編

1. 阿見町男女共同参画社会推進会議委員名簿

任期：H28. 6. 30～H30. 3. 31

No	委員区分	氏名	団体等	備考
1	第1号委員	長江 和男	一般公募	
2		山田 美和	一般公募	
3	第2号委員	長田 華子	茨城大学	
4	第3号委員	糸賀 忠	区長会	
5		高橋 大樹	保育所保護者	
6		田崎 保子	人権擁護委員	
7		赤上 富彦	校長会	
8		須藤 隆之	P T A連絡協議会	
9		西川 昌平	雪印メグミルク(株)	
10		野口 テル子	商工会女性部	
11		小松澤 和恵	県男女共同参画推進委員	
12		横田 信子	県防災士会	
13		大崎 信子	あみ・ ^{ひと} 男女・まち・ねっと	副会長
14		遠藤 壽子	ステップ・アップAM I	会長
15	第4号委員	中島 恵子	元社会教育指導員	

2. 用語解説

アグリウェルカムプラン

平成10年12月に農林水産省が策定した農山漁村の地位向上のための男女共同参画計画農業経営方針への参画の機会の保障や労働条件、報酬、給与等を決めた「家族協定」の締結、農林水産省関係の審議会委員への女性の登用等を内容としています。

エンパワメント

自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、および文化的に力を持ち、その力をあらゆる分野で発揮し、行動していくことです。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という考え方に代表されるように、個人の個性や能力等によって役割の分担を決めることが適切であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことをいいます。

ジェンダー

「男らしさ」「女らしさ」というような社会的・文化的に形成された男女の違いのこと。これに対し、生物学的な性差をセックスといいます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定されました。これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務付けられることになりました。

セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により他の者を不快にさせ、当該不快を受けた者の就業環境その他の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によって当該性的な言動を受けた者に不利益を与えることをいいます。

男女共同参画社会基本法

男女が対等な立場にある社会の構成員として、あらゆる分野における活動に参画する機会が保障されることにより、誰もが政治的、経済的、社会的及び文化的な利益（暮らしやすさ）を享受でき、かつ、ともに責任を担っていく社会のことです。なお、「参画」という言葉は、ただ参加する（その場にいる）だけではなく、自分の意思で主体的かつ積極的に加わり、男女がともに考えて実行していくことをいいます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

平成14年に成立、平成25年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされます。

デートDV

結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のことです。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者や恋人からの暴力のこと。主に暴力の被害者は多くの場合女性で、女性の人権を著しく侵害する社会的問題となっています。身体的な暴力だけではなく、精神的、性的暴力なども含まれます。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

男女間の参画機会の格差を改善するために、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいい、男女共同参画社会基本法に制定されています。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

労働者が仕事と生活をうまく調和させること。元来、仕事の充実と同じくらい家庭や遊びといった生活での充実は重要であるものの、仕事に追われて生活を楽しめなかったり、仕事と子育ての両立に悩んだり、現実には仕事と生活の間で問題を抱える労働者は多くなっています。

3. 男女共同参画関連法等

男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第178号
最終改正 平成11年12月22日 同 第160号

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社

会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域に

における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が

男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第一項及び第五項、第14条第三項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

茨城県男女共同参画推進条例

平成13年3月28日条例第1号

全文

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさ、心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

（男女共同参画推進月間）

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

**第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策
（基本計画）**

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（広報活動）

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行

うものとする。

（調査研究等）

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

（男女共同参画の推進に関する教育等）

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

（市町村に対する支援等）

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

（県民等に対する支援）

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情等の申出及び申出の処理体制の整備）

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

（推進体制の整備）

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

（付属機関等における積極的改善措置）

第16条 県は、付属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の四第3項の規定に基づく付属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（男女共同参画の状況についての報告等）

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要なあると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

（男女共同参画の状況等の公表）

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則**（施行期日）**

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
（茨城県行政組織条例の一部改正）

2 茨城県行政組織条例（昭和38年茨城県条例第45号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

阿見町男女共同参画社会基本条例

施行：平成22年4月1日

私たちのまち阿見町は、予科練の町として、命の尊さと平和への認識を深め、水と緑の豊かな自然を生かし、人と人とのぬくもりの通い合うコミュニティを創造し、活力ある町づくりを目指しています。

我が国においては、男女が協力し合う社会づくりを目指す男女共同参画社会基本法が平成11年に制定されて、各種の法律や制度は整えられ、女性の社会進出は確実に進みました。

阿見町においては、阿見町第5次総合計画に基づき、町民の意識調査や推進会議からの「提言書」を参考にして、『ともに生き、ともにつくるまち、阿見』を基本理念として男女共同参画社会形成への施策を推進するため、平成17年3月に「阿見町男女共同参画プラン」を策定しました。

この間、町民の意識は着実に向上してきましたが、社会における女性の参画や、仕事と家庭におけるお互いの協力、人としての人権をおびやかすあらゆる暴力の根絶など、さらなる取り組みが必要です。

ここに、豊かで活力ある町づくりを進めるために、男女がそれぞれの考え方や意思を尊重し、ともに支えあい、ともに責任を担い、一人ひとりが個性や能力を最大限に発揮して多様な生き方を選択できる男女共同参画社会の実現を目指して、町・町民・事業者が協働して取り組むことを決意し、この条例を定めます。

第1章 総則**（目的）**

第1条 この条例は、男女共同参画社会の推進に関し基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等に対する身体的・性的・心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (5) 事業者 町内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女が性別によって差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が均等に確保され、その人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 男女が性別によって慣習的に固定された役割分担にとらわれることなく、社会の一員として男女がともに働きやすい環境で、自分らしい生き方を選択できるよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又は事業所、地域その他の団体における方針等の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 職業生活と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス） 男女がお互いの協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活について、家族の対等な一員としての役割を果たし、かつ、家庭生活以外の活動に参加できるように配慮されること。
- (5) 国際的視野での協調 男女共同参画社会の推進に向けた取り組みが、国際社会における取り組み

みと密接な関係を有していること及び地域における国際化の推進にかんがみ、国や県の動向だけでなく広く国際社会の動向に留意すること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「参画推進施策」という。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、男女共同参画社会の理解を深め、家庭、学校、職場、地域その他あらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、主体的に取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、男女共同参画社会に対する理解を深めるとともに、事業を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため積極的に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり男女が職業生活と家庭生活における活動を両立できるよう就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、町が実施する参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、生活のあらゆる場においてセクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

第2章 男女共同参画社会の推進に関する基本的施策（基本計画）

第8条 町長は、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の推進を図るため、男女共同参画推進に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき参画推進施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、参画推進施策を

総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 町長は、基本計画を定めるに当たっては、町民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 町長は、基本計画が策定され、又は変更されたときは、これを公表しなければならない。

（実施状況の公表）

第9条 町長は、参画推進施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（町民及び事業者に対する支援）

第10条 町は、町民及び事業者が男女共同参画社会の推進に関して行う活動を支援するため、情報の提供及び総合的な拠点施設の整備を図るものとする。

（苦情等の処理）

第11条 町民及び事業者は、男女共同参画社会の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見について、町長に申し出ることができる。

2 町長は、前項の規定による事項の申し出があったときは、関係機関と連携し適切に対処するものとする。

（町における積極的改善措置）

第12条 町は、男女共同参画社会推進のため、町の附属機関の委員の任命又は委嘱に当たり、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡を図るよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画社会推進会議

（設置）

第13条 男女共同参画社会の推進を円滑に図るため、阿見町男女共同参画社会推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 町と協働しての参画推進施策の計画及び実施に関すること。
- （2） 基本計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- （3） 町長の要請に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画社会の推進に関する重要事項について、調査審議をすること。
- （4） その他男女共同参画社会の推進に関すること。

（組織）

第14条 推進会議の委員は、町長が委嘱する15人以内の委員（一般公募による委員を含む。）で組織する。

2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

（任期）

第15条 推進会議の委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

（委任）

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に策定されている「阿見町男女共同参画プラン」は、第8条第1項に規定する基本計画とみなす。

配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護に関する法律

公布：平成13年4月13日法律第31号
最終改正：平成26年4月23日法律第28号

全文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事

実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自らい、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の三 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第29号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関そ

の他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。

以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につ

きまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいづれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発

した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の

各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第10条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第10条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の二第一項

の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記

官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第 10 条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令

の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第 10 条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第 10 条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第 18 条 第 10 条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 18 条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第二項（第 18 条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力

の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第 3 条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した

費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第5章の二 補則

(この法律の準用)

第28条の二 第2条及び第1章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者（第28条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第一項から第四項まで、第11条第二項第二号、第12条第一項第一号から第四号まで及び第18条第一項	配偶者	第28条の二に規定する関係にある相手
第10条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の二に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第一項（第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の二において読み替えて準用する第12条第一項（第28条の二において準用する第18条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第一項第四号並びに第14条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成16年6月2日法律第64号）

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第一項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成19年7月11日法律第113号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成25年7月3日法律第72号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附則（平成26年4月23日法律第28号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中次世代育成支援対策推進法附則第2条第一項の改正規定並びに附則第4条第一項及び第二項、第14条並びに第19条の規定公布の日
- 二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

（政令への委任）

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

阿見町児童虐待、障害者虐待及び 高齢者虐待並びに配偶者等からの 暴力等の防止に関する条例

施行：平成27年4月1日

我が国の日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれているとおり、人は生まれながらに平等であり、ひとりの人間として尊重されなければなりません。しかしながら、今なお、不当な差別や人権侵害が存在し、特に児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等が大きな社会問題となっています。

阿見町でも、こうした虐待や暴力等は身近にあり、その生活や生命を脅かす可能性があると考えられます。こうしたことから、町民、町及び関係機関がその責務や役割を果たしながら協力し、解決にあたっていくことが必要です。

阿見町住民がお互いの人格と人権を尊重し合い、支え合うことで虐待や暴力等を根絶し、安心して笑顔で生活できることを願い、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、児童虐待、障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等（以下「虐待・暴力等」という。）を防止するとともに、虐待・暴力等に対する取組を強化し、児童、障害者及び高齢者並びに配偶者等を持つ者が安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童虐待 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為をいう。
- (2) 障害者虐待 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に掲げる行為をいう。
- (3) 高齢者虐待 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第4項及び第5項に掲げる行為をいう。

(4) 配偶者等からの暴力等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に定める配偶者からの暴力及び婚姻には至っていないが交際関係にある者又はあった者からの同項に規定する身体に対する暴力その他配偶者等から受けるドメスティック・バイオレンスをいう。

(5) 配偶者等 婚姻関係にある者及び婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者並びに婚姻には至っていないが交際関係にある者及びあった者をいう。

(6) 町民 町内に住所を有し、若しくは勤務し、若しくは在学する者又は町内に事務所若しくは事業所を有する個人若しくは法人その他の団体をいう。

(7) 関係機関 関係行政機関、保健・福祉サービス実施機関、医療関係機関その他虐待・暴力等の防止に関係する機関をいう。

(町民の責務)

第3条 町民は、虐待・暴力等について理解を深めるよう努めるとともに、次条に規定する町が行う虐待・暴力等防止等施策に協力しなければならない。

2 町民は、虐待・暴力等又は虐待・暴力等が疑われることを発見したときは、速やかに町又は関係機関に通報し、又は相談しなければならない。

3 町民は、行政区活動等を通じて地域において相互に協力し、虐待・暴力等のない安心して暮らせる地域社会づくりに努めるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、虐待・暴力等防止等施策として、次に掲げる施策を行う。

- (1) 虐待・暴力等の防止に関すること。
- (2) 虐待・暴力等を受けた者（当該者が未成年者、成年被後見人等である場合は、その法定代理人等を含む。）に対する支援に関すること。
- (3) 町民が行う虐待・暴力等の防止につながる地域社会づくりに対する支援に関すること。

2 町は、町民及び関係機関と連携し、虐待・暴力等防止等施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(関係機関の責務)

第5条 関係機関は、虐待・暴力等について理解を深めるよう努めるとともに、町が行う虐待・暴力等防止等施策に協力しなければならない。

2 関係機関は、第3条第2項に規定する町民からの通報又は相談を受けたときは、速やかに町に報告等を行うものとする。この場合において、関係機関は、必要があると認めるときは、第8条第2項に規定する協議の場を設けるよう町に要請することができる。

(啓発活動)

第6条 町は、虐待・暴力等防止等施策に対する町民の意識向上を図るため、啓発活動を推進する。

(相談窓口の設置)

第7条 町は、虐待・暴力等に関する相談に応じるため、相談窓口を設置する。

2 町は、相談の内容に応じて必要があると認めるときは、関係機関と連携し、及び次条第1項又は第2項に定める協議の場を設けて対応するものとする。

(情報の共有等)

第8条 町は、虐待・暴力等に関する情報の共有及び虐待・暴力等防止等施策の充実を図るため、それぞれの虐待・暴力等を所管する部署が協議をする場を設ける。

2 町は、虐待・暴力等の解決及び被害者支援の充実を図るため、情報を共有し、及び連携する必要があると認めるときは、それぞれの虐待・暴力等を所管する部署及び関係機関が協議をする場を設ける。

(守秘義務)

第9条 町及び関係機関は、業務に関し知り得た個人情報保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 通報又は相談に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(公表)

第10条 町は、毎年、虐待・暴力等の発生状況、通報や相談の状況、町の虐待・暴力等防止等施策の実施状況その他の町内における虐待・暴力等に係る状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(条例の見直し)

第11条 町は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに又は必要に応じて、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の施行状況及び虐待・暴力等防止等施策のあり方について検討して、必要があると認められる場合には、この条例の見直しを行うものとする。

2 町は、前項の規定により条例の見直しを行うにあたっては、町民の意見を聴取しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動

について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

(基本方針)

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第6条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

- 第7条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関す

る取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の三第一項及び第三項、第5条の四、第39条、第41条第二項、第48条の三、第48条の四、第50条第一項及び第二項並びに第51条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をし

て労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第 36 条第二項及び第 42 条の二の規定の適用については、同法第 36 条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の二中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 12 条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 13 条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 14 条 国は、第 8 条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第 3 節 特定事業主行動計画

第 15 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における

活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 16 条 第 8 条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第 8 条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調

達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第五項において準用する職業安定法第41条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

一 第18条第四項の規定に違反した者

二 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

一 第12条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第12条第五項において準用する職業安定法第37条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第12条第五項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 第10条第二項の規定に違反した者

二 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第12条第五項において準用する職業安定法第50条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章（第7条を除く。）、第5章（第28条を除く。）及び第6章（第30条を除く。）の規定並びに附則第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（この法律の失効）

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第18条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第24条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、

同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第3条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

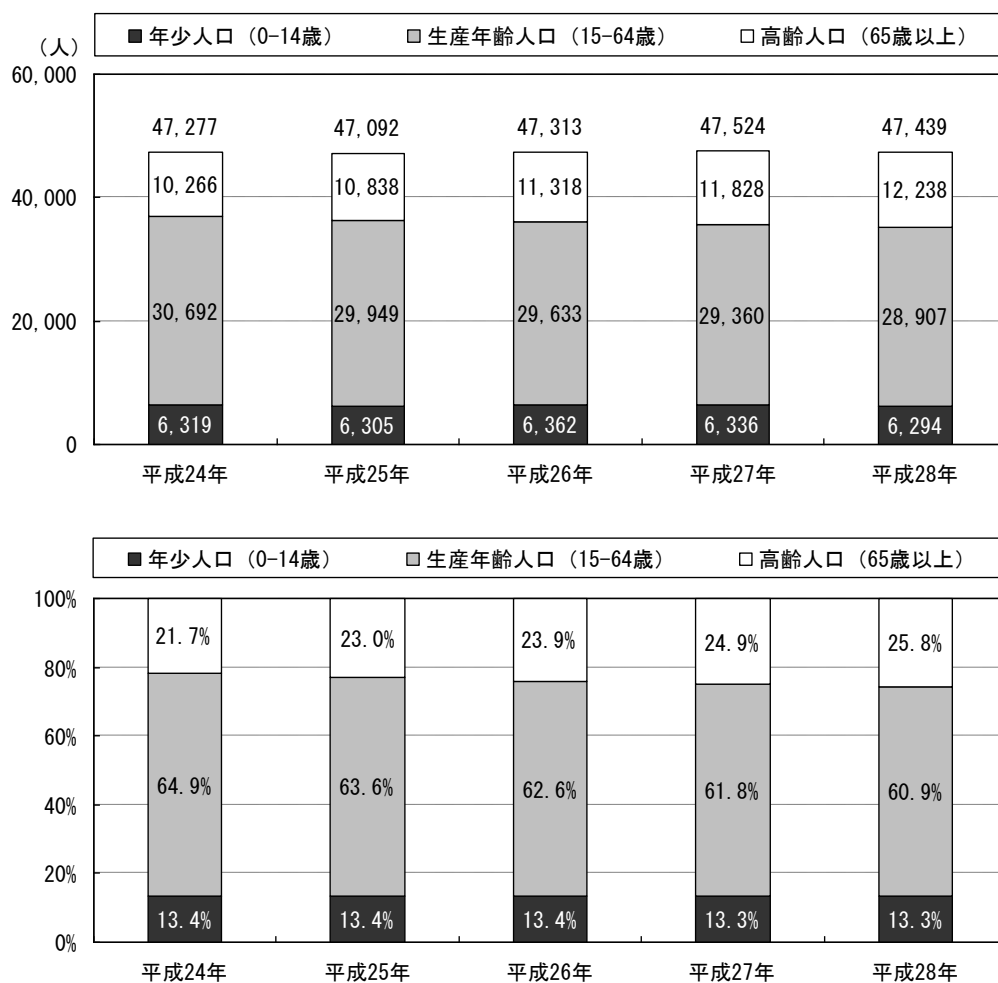
4. 本町を取り巻く現状

(1) 人口の推移

本町の総人口をみると、平成28年4月1日現在は47,439人となっています。

また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、老年人口の割合が増加する一方で年少人口、生産年齢人口の割合は減少しており、いわゆる少子高齢化が進展している状況が分かります。

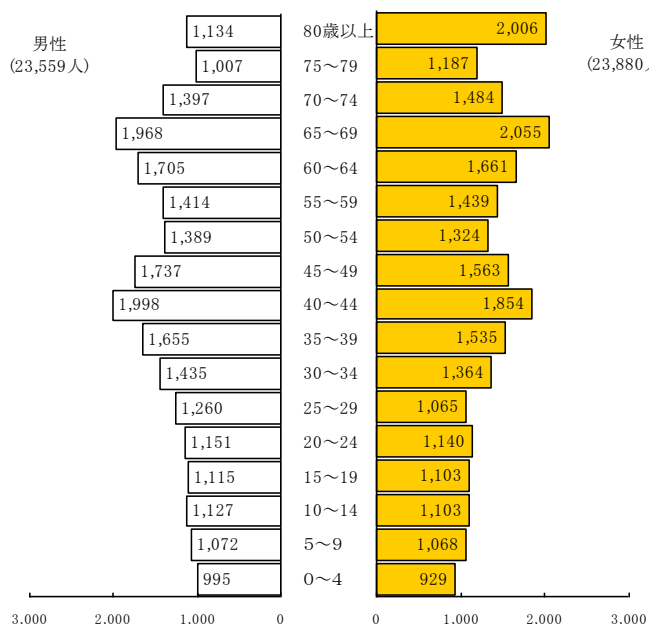
<人口推移・人口割合>



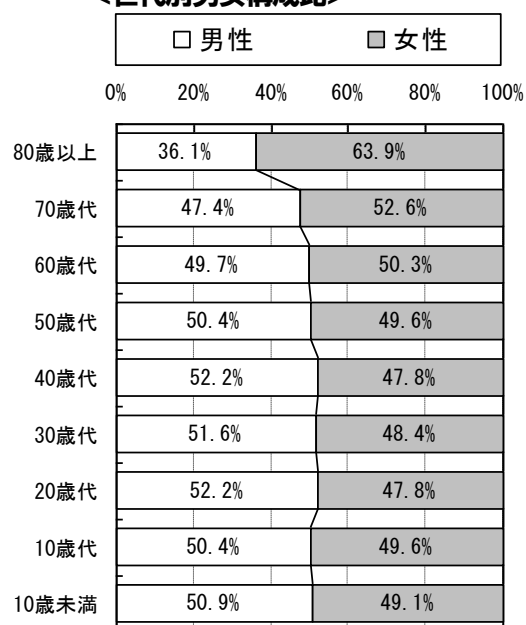
資料：住民基本台帳（外国人登録含む） 各年4月1日現在

年齢階層別人口では、男性では40～44歳、女性では65～69歳の人口が最も多くなっています。
世代別にみると、60歳代以上から女性の割合が男性の割合を上回っています。

＜年齢階層別人口＞



＜世代別男女構成比＞

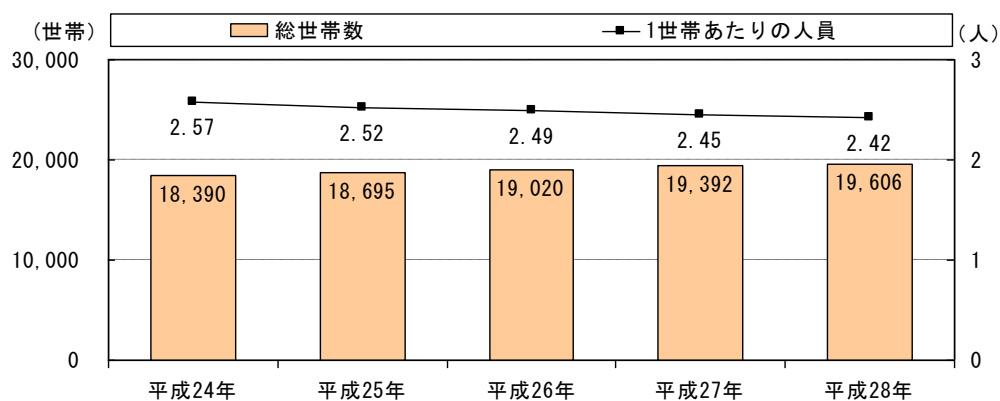


資料：住民基本台帳（外国人登録含む 平成28年4月1日現在）

（２）世帯の状況

住民基本台帳による本町の世帯数をみると、平成28年4月1日現在 19,606 世帯となっています。
また、世帯数は微増傾向にありますが、一世帯当たり人員は減少しています。

＜世帯数と1世帯当たりの人員の推移＞



資料：住民基本台帳（外国人登録含む 平成28年4月1日現在）

国勢調査による本町の世帯別の状況では、一般世帯数は増加しており、平成22年では17,945世帯となっています。世帯の種類別でみると核家族世帯が親族世帯に占める割合は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、18歳未満親族がいる母子・父子世帯数、およびその構成比ともに増加しています。

<世帯別の状況>

単位：世帯

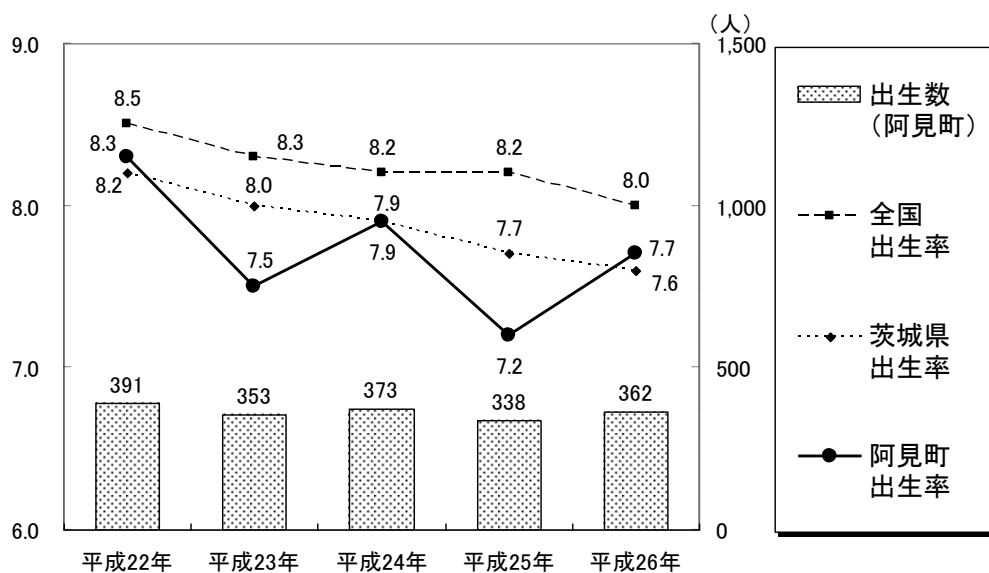
	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	16,018	17,417	17,945
親族世帯数	11,952	12,500	12,759
核家族世帯数	9,234	9,845	10,354
親族世帯に占める割合	77.3%	78.8%	81.2%
その他の親族世帯数	2,718	2,655	2,405
親族世帯に占める割合	22.7%	21.2%	18.8%
非親族世帯数	79	103	186
単独世帯数	3,987	4,814	4,990
(再掲) 母子世帯数	205	257	285
親族世帯に占める割合	1.7%	2.1%	2.2%
18歳未満親族がいる母子世帯	187	245	271
親族世帯に占める割合	1.6%	2.0%	2.1%
(再掲) 父子世帯数	29	47	45
親族世帯に占める割合	0.2%	0.4%	0.4%
18歳未満親族がいる父子世帯	26	43	39
親族世帯に占める割合	0.2%	0.3%	0.3%

(3) 出生数と出生率の状況

本町の出生数については、増減はありますが平成22年から平成26年にかけて、350人前後で推移しています。

また、出生率についても増減がありますが、平成26年ではほぼ県と同率となっています。

<出生数、出生率の推移>

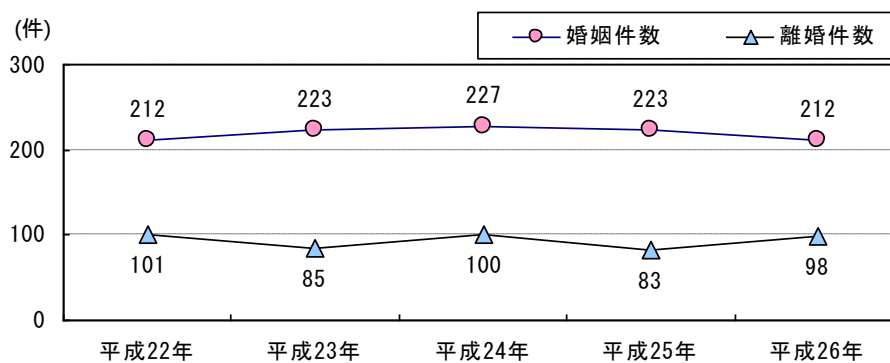


(4) 婚姻件数・離婚件数の推移

本町の婚姻件数は、平成25年では212件となっています。離婚件数は、平成26年では98件となっています。

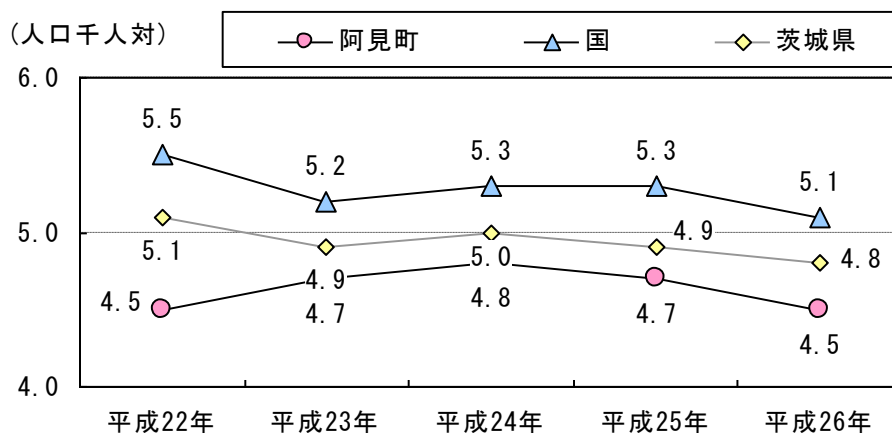
また、本町の婚姻率は、全国、茨城県を下回っており、平成26年では、4.5となっています。離婚率では平成26年では2.07と全国、茨城県を上回っています。

<婚姻件数・離婚件数の推移>

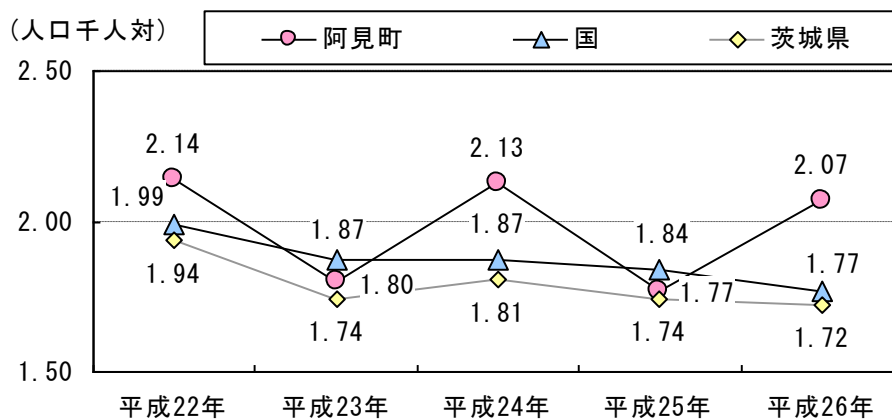


資料：茨城県人口動態統計

＜婚姻率の推移＞



＜離婚率の推移＞



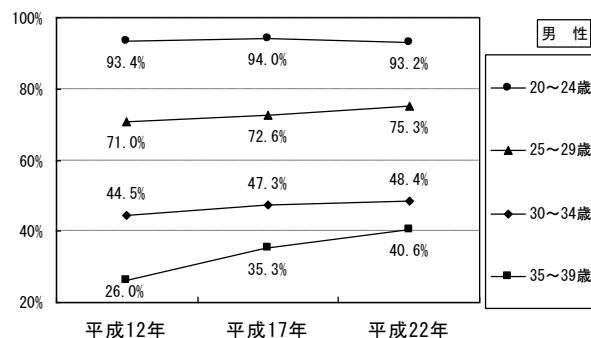
資料：茨城県人口動態統計

(5) 未婚率の状況

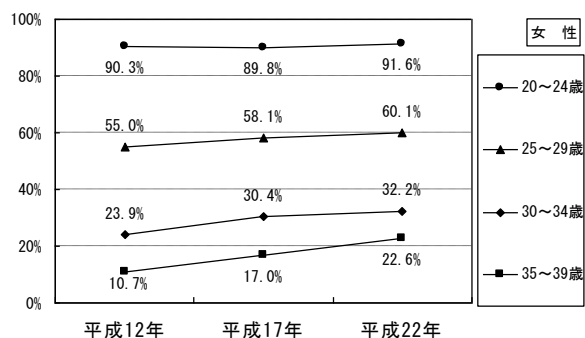
本町の未婚率では、男女ともに上昇傾向にあることがうかがえます。

男女ともに、「35～39歳」の未婚率の上昇が顕著となっています。

＜男性の未婚率の状況＞



＜女性の未婚率の状況＞



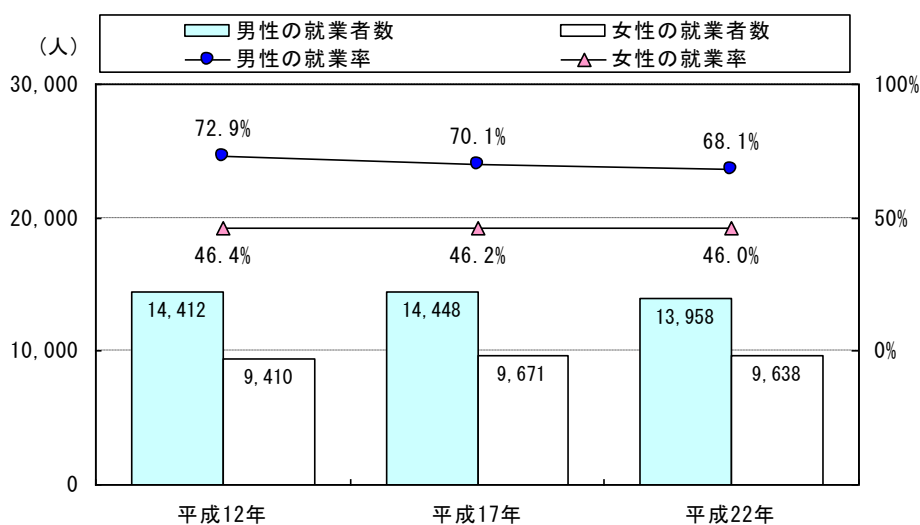
資料：国勢調査

(6) 就業力率の状況

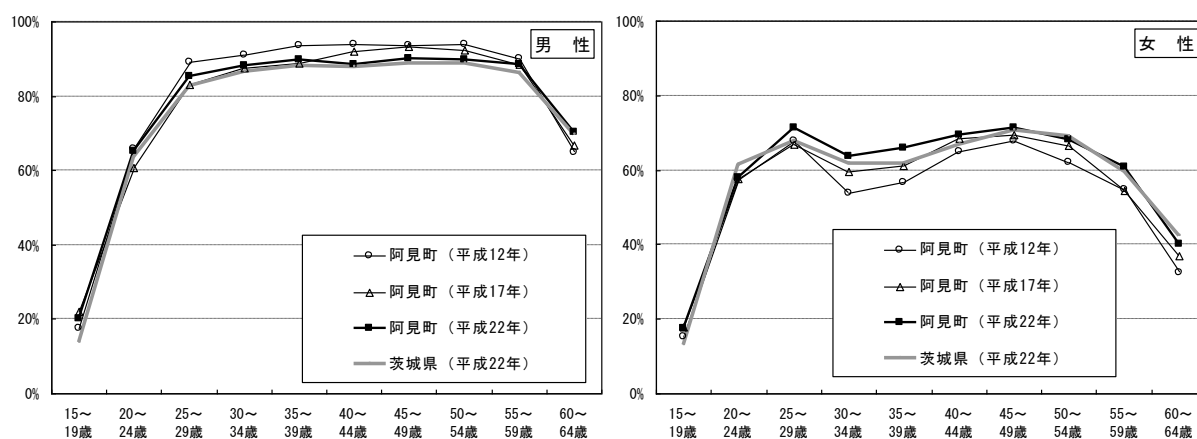
本町の就業者数、就業率は、男女ともに減少しています。

また、年齢別の就業率をみると、男性の就業率では 25～59 歳は8割以上を保っています。女性では 30 代前後を機に減少し、40 歳を超えると就業率は再び高くなる「M字曲線」を示しており、30 代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が高くなっているものと考えられます。しかし、平成 22 年の女性の年齢別の就業率では、「M字曲線」が浅くなっています。

<就業者数、就業率の推移>



<国、県、本町の男性の就業率比較> <国、県、本町の女性の就業率比較>



資料：国勢調査

(7) 方針決定の参画の状況

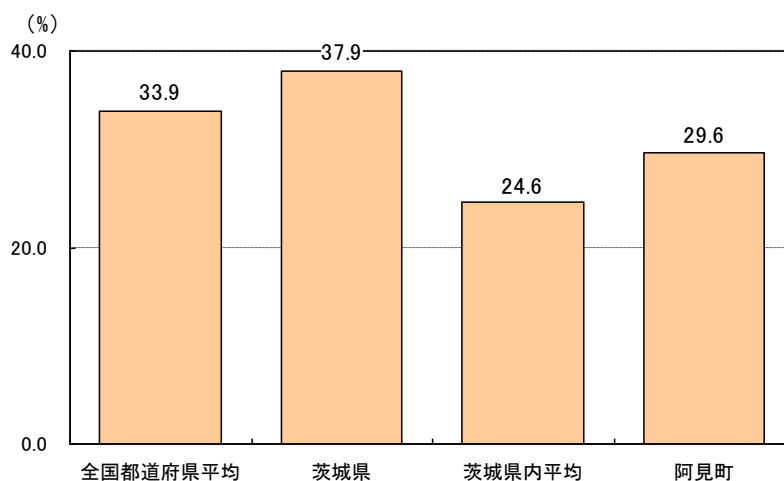
本町における女性の登用状況をみると、平成 27 年では 40 の審議会のうち 37 の審議会に女性が登用され、女性委員数は総数 557 人のうち 165 人で、女性比率は 29.6% となって少しずつですが増加傾向となっています。しかし、平成 26 年度現在の全国都道府県平均・茨城県と比較すると、本町はそれらより下回っています。

＜本町における女性の参画状況 各年4月1日現在＞

	地方自治法(第 202 条の3)に基づく 審議会等における登用状況					自治会長(区長)に 占める女性の割合		
	審議会等数	女性を含む 審議会	委員数	女性委員数	女性比率(%)	自治会長数	女性区長数	女性比率(%)
平成 23 年	43	38	626	159	25.4	66	0	0
平成 24 年	43	40	607	154	25.4	66	1	1.5
平成 25 年	42	37	574	159	27.7	66	1	1.5
平成 26 年	44	38	596	169	28.4	66	1	1.5
平成 27 年	40	37	557	165	29.6	66	1	1.5

資料：町民活動推進課

＜女性の参画状況比較 審議会等女性比率 平成 27 年4月1日現在＞



資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会形成又は女性に関する施策の推進状況

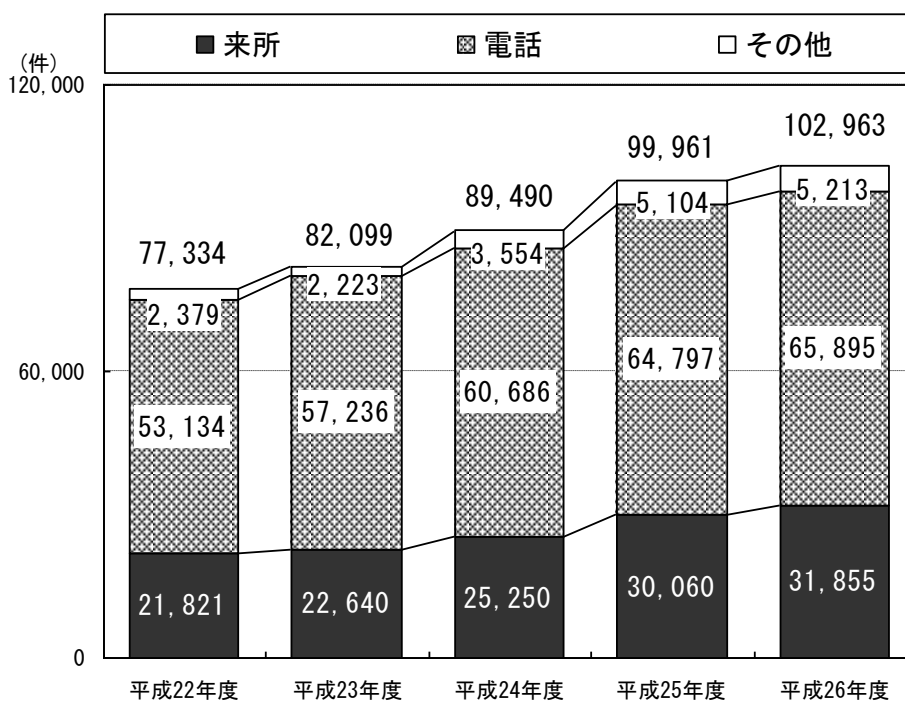
（８）女性相談及び配偶者等からの暴力の状況

全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は、77,334件(平成22年度)から102,963件(平成26年度)へと大幅に増加しています。

相談体制の充実によって、潜在していた事態が表面化した件数の増加とも考えられますが、いずれにしても深刻な状況となっています。

また、町におけるDV相談件数は平成27年度では17件となっています。

＜全国の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数の推移＞



資料：内閣府

＜町におけるDV相談件数＞

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
DV相談件数（件）	10	18	15	16	15	17

5. 男女共同参画に関する町民意識調査結果抜粋

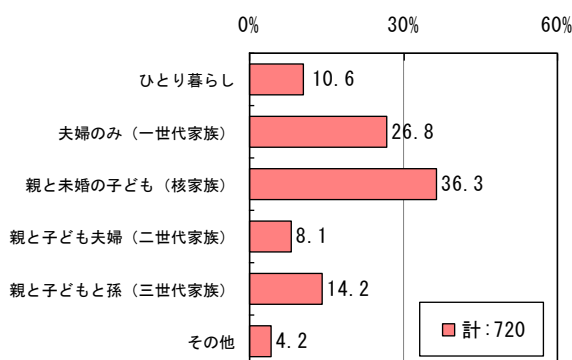
平成27年12月に本町に在住する2,000人を対象に、男女共同参画に関する意識や実態を把握するために、「男女共同参画に関する町民意識調査」を実施しました。

(1) アンケート回答者について

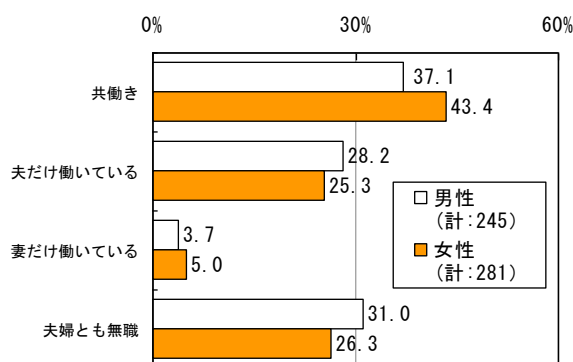
アンケート調査の回答者の状況については「親と未婚の子ども（核家族）」が全体の約3割と最も多く、就労形態では「共働き」が4割と最も多くなっています。

また、職業を男女別でみると、男性は「常勤の勤め人（一般）」が最も多く、女性の2倍以上となっています。女性では、「家事専業」が最も多くなっています。

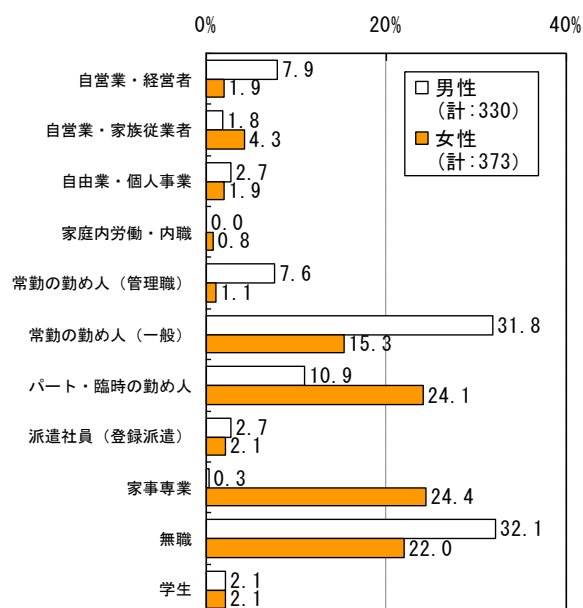
<世帯構成について>



<就労形態について>



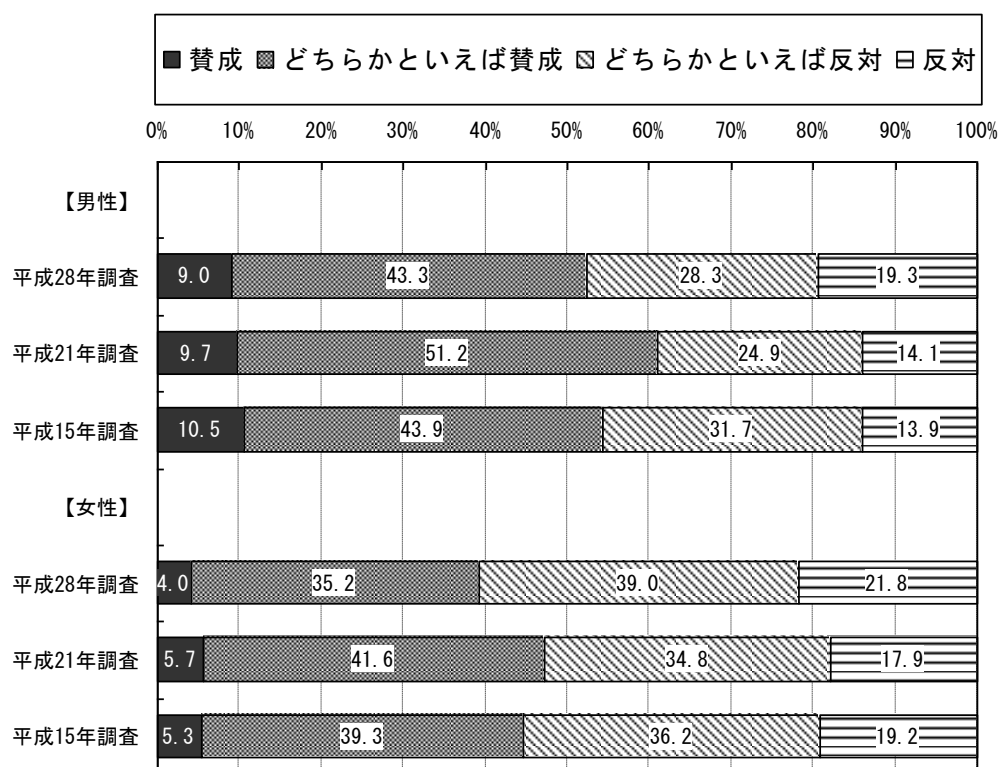
<職業について>



(2) 男女共同参画社会に関する意識について

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識については、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせると、女性が60.8%であるのに対し、男性は47.6%と少なく、平成21年調査や平成15年調査と比べると、男女ともに賛成する考えが減少し反対する考えが増加していますが、依然として男女間に意識の違いが見られます。

<「男は仕事、女は家庭」という考え方について>

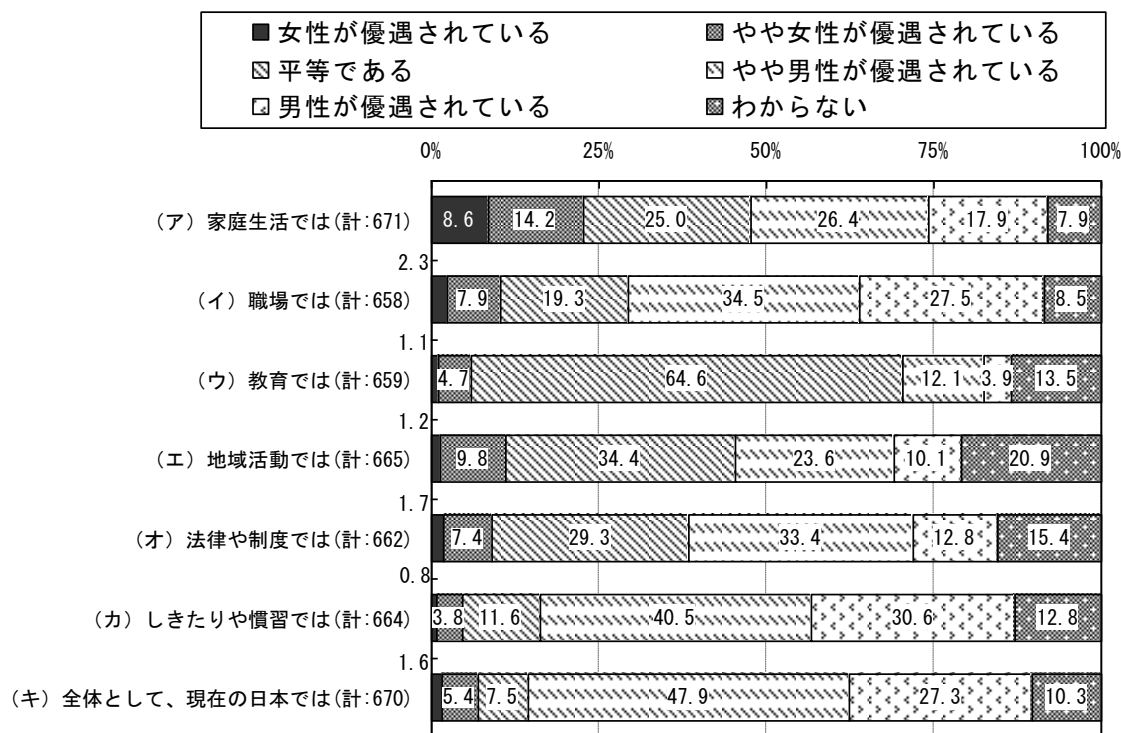


男女の地位の平等感について、「平等である」割合は、「(ウ) 教育では」が最も多く、次いで「(エ) 地域活動では」がやや多くなっていますが、その他の分野においては依然として男性が優遇されていると回答した人の割合が多くなっています。

また、男女別集計の結果では、男性と女性とで、各分野における地位の不平等感に大きな違いが見られました。

今後も、家庭・学校・社会などあらゆる場において、「男だから」「女だから」という社会的・文化的に形成された性別による固定化されたものにとらわれない意識の浸透を図っていくことが必要となっています。

＜男女の平等感について＞

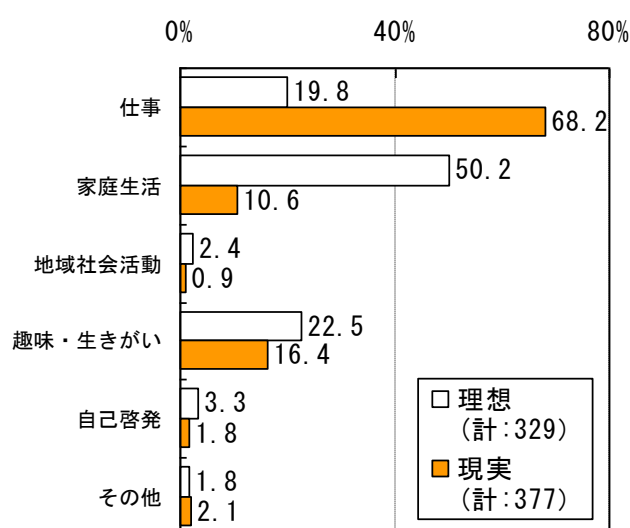


（３）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

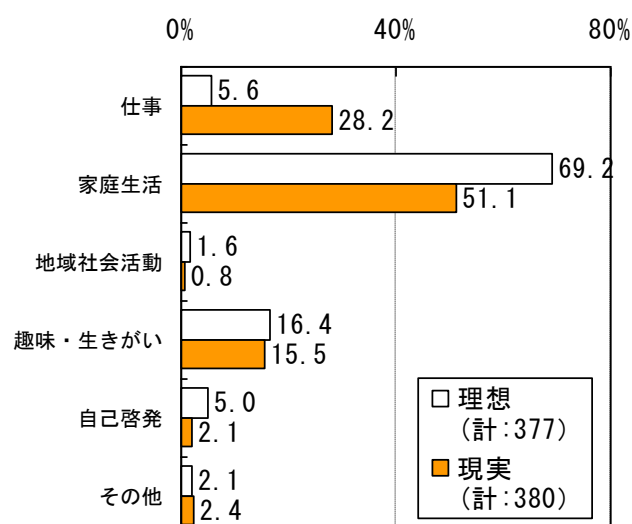
人生（生活）の「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人生活」の優先度については、男女ともに「仕事」と「家庭」において現実と希望で大きな差がありました。

また、「仕事」と「家庭」、「趣味・いきがい」などを優先させたいという理想を持ちつつも、現実には困難であることがうかがえます。

<人生（生活）での優先度（男性）>



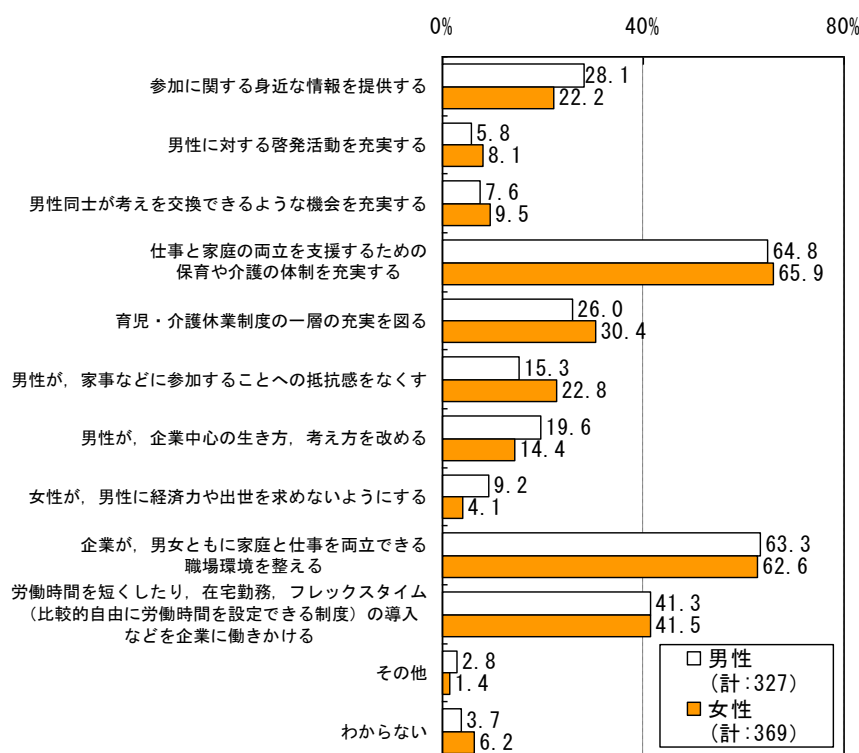
<人生（生活）での優先度（女性）>



男女がともに家事、子育てや教育、介護等に参加していくために必要なことについては、男性女性ともに、「仕事と家庭の両立を支援するための保育や介護の体制を充実する」が最も多く、次いで、「企業が、男女ともに家庭と仕事を両立できる職場環境を整える」、「労働時間を短くしたり、在宅勤務、フレックスタイム（比較的自由に労働時間を設定できる制度）の導入などを企業に働きかける」となっています。

多様な就労形態が増える中、行政が企業に働きかけるなど育児・介護休業制度を利用しやすい環境整備をしていく必要があります。

<男女がともに家事、子育てや教育、介護等に参加していくために必要なこと>

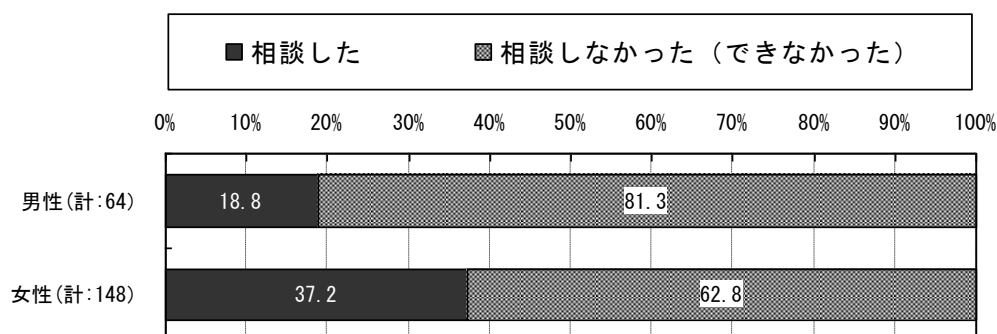


（４）ドメスティック・バイオレンスについて

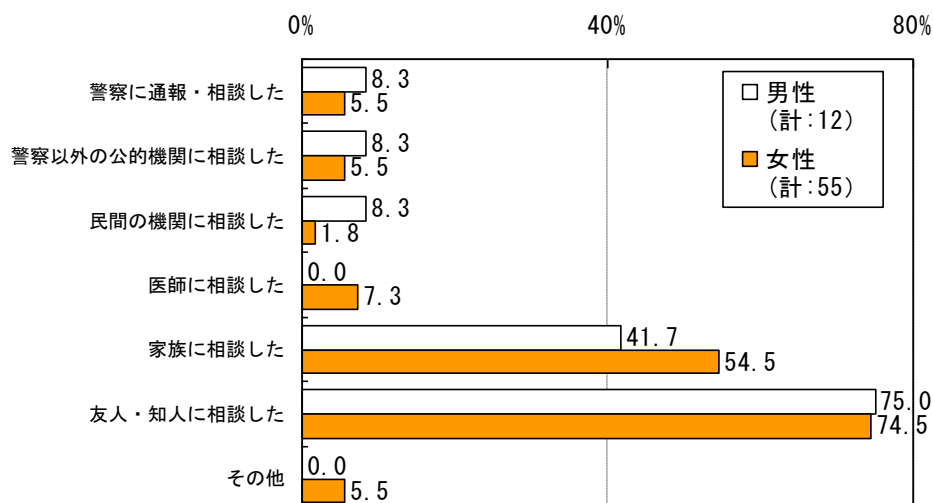
ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」）を受けた場合、男女別でみると、「相談した」と回答した割合は男性では18.8%、女性では37.2%となっています。一方で「相談しなかった（できなかった）」という回答は男性では81.3%、女性では62.8%います。

どこに相談するかでは、DVの相談先について、男女ともに「友人・知人に相談した」、「家族に相談した」が多くなっています。

<配偶者等からの暴力の相談>



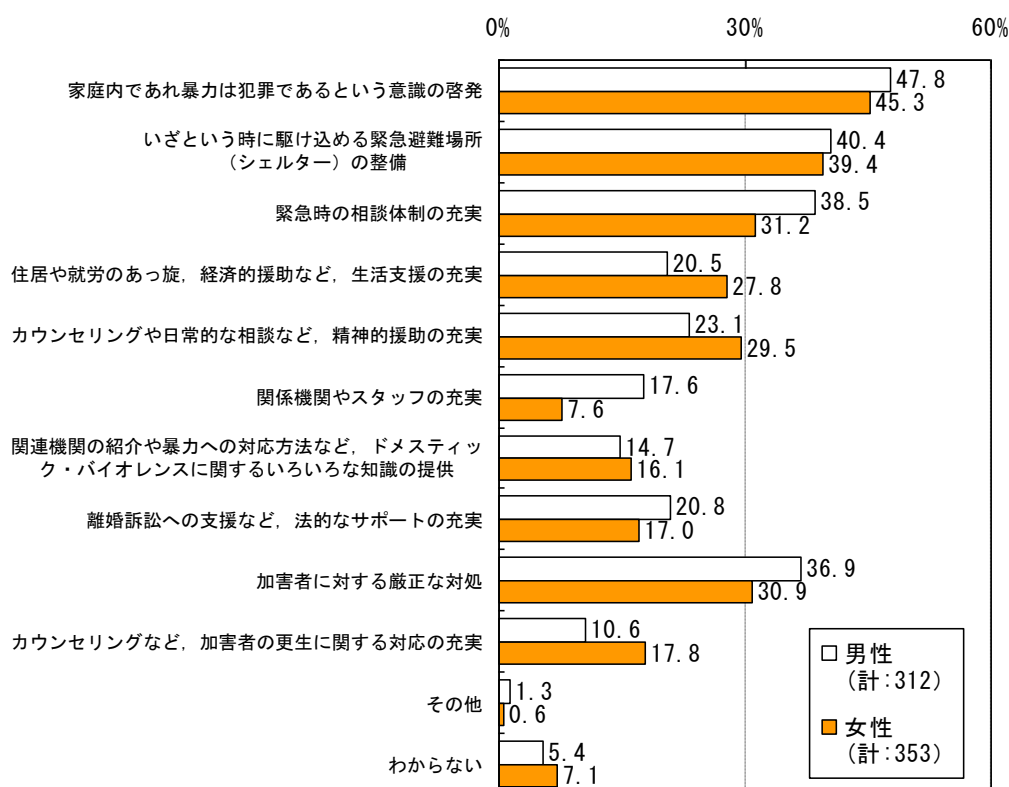
<DVを受けた場合の相談相手>



DV対策や援助の充実について、男女ともに「家庭内であれ暴力は犯罪であるという意識の啓発」が最も多く、次いで、「いざという時に駆け込める緊急避難場所（シェルター）の整備」、「緊急時の相談体制の充実」となっています。

「DV防止法」においては、暴力の防止及び被害者の保護に関する実施体制などを整備することが求められています。このようなことも踏まえ、暴力のない環境づくりを進めるとともに、暴力を受けた人の相談窓口などに関する情報提供の充実も必要となっています。

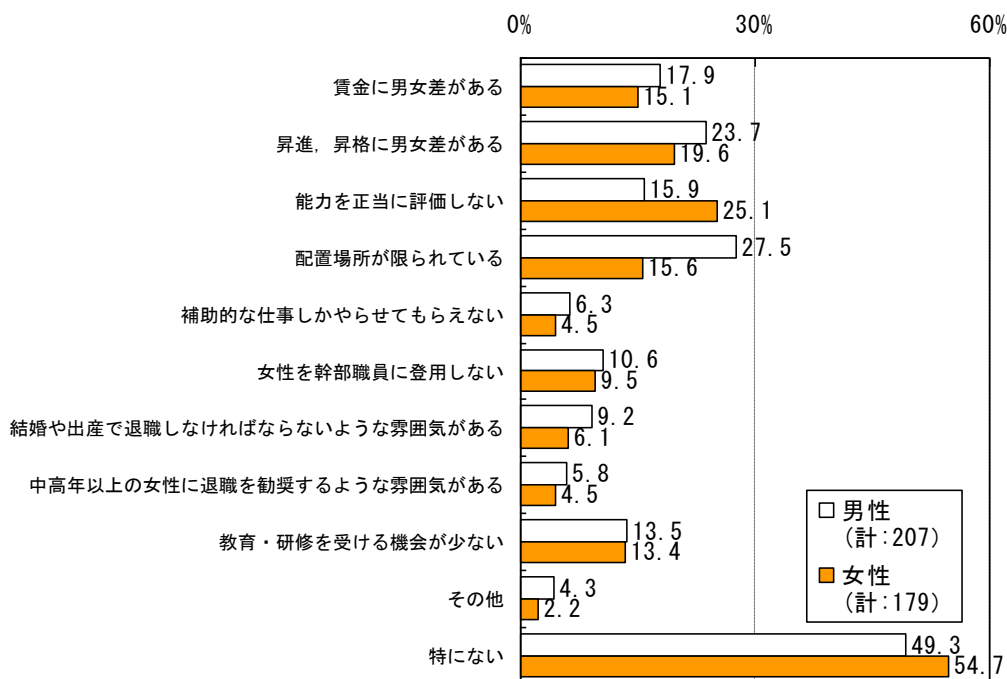
<配偶者等からの暴力の相談>



(5) 男女の就業について

女性の仕事の内容や待遇について、男女別でみると、男性は「昇進、昇格に男女差がある」、「配置場所が限られている」の回答が女性より多くなっており、女性は、「能力を正当に評価しない」の回答が男性より多くなっています。

<女性の仕事の内容や待遇>



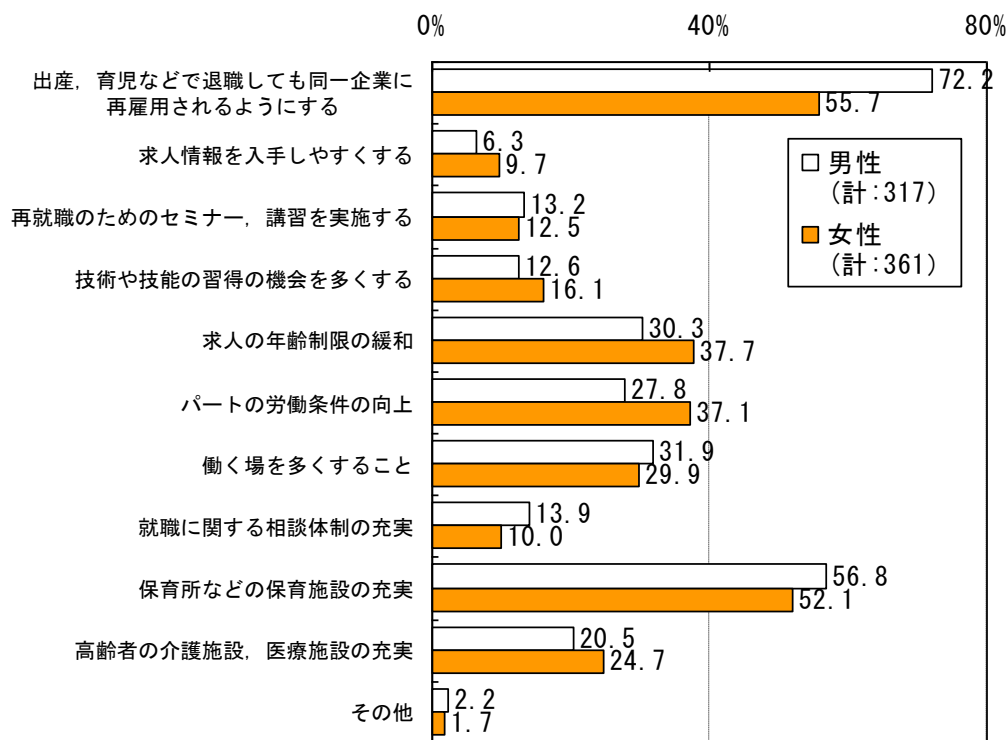
女性の再就職と家庭等の両立支援や対策で望まれることについて、「出産、育児などで退職しても同一企業に再雇用されるようにする」が63.4%と最も多く、次いで、「保育所などの保育施設の充実」が54.3%、「求人の年齢制限の緩和」が34.2%となっています。

また、男女別でみると、「出産、育児などで退職しても同一企業に再雇用されるようにする」「保育所などの保育施設の充実」では男性が女性を上回っており、「求人の年齢制限の緩和」、「パートの労働条件の向上」は女性が男性を上回っています。

女性が再就職や家庭等の両立する環境をつくるためには、出産、育児後の復帰できる制度が必要です。

また、平成 27 年4月より「子ども・子育て支援新制度」が始まり、今後、待機児童の解消や、仕事と子育てを両立しやすい環境の整備が加速化するものと予想されます。保育所等の子育て施設の充実などのハード面の整備に加え、仕事と子育ての両立を支援するソフト面での取り組みも重要になります。

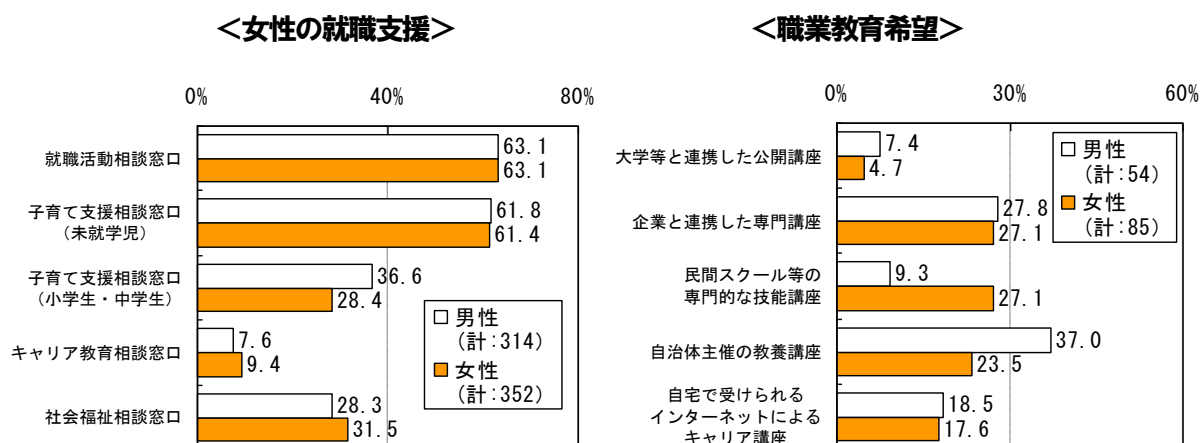
＜女性の再就職と家庭等の両立支援や対策で望まれること＞



また、女性の就職支援について、男女ともに「就職活動相談窓口」が最も多く、次いで、「子育て支援相談窓口（未就学児）」、「子育て支援相談窓口（小学生・中学生）」となっています。

さらに、どのような職業教育を受けたいかについて、男女別でみると、男性では「自治体主催の教養講座」、女性では「企業と連携した専門講座」、「民間スクール等の専門的な技能講座」という回答が多くなっています。

就労を希望する女性や出産・育児・介護等を理由に離職した女性の再就職を支援するため、相談窓口の充実や各種職業訓練等のセミナーや講座の充実が求められています。

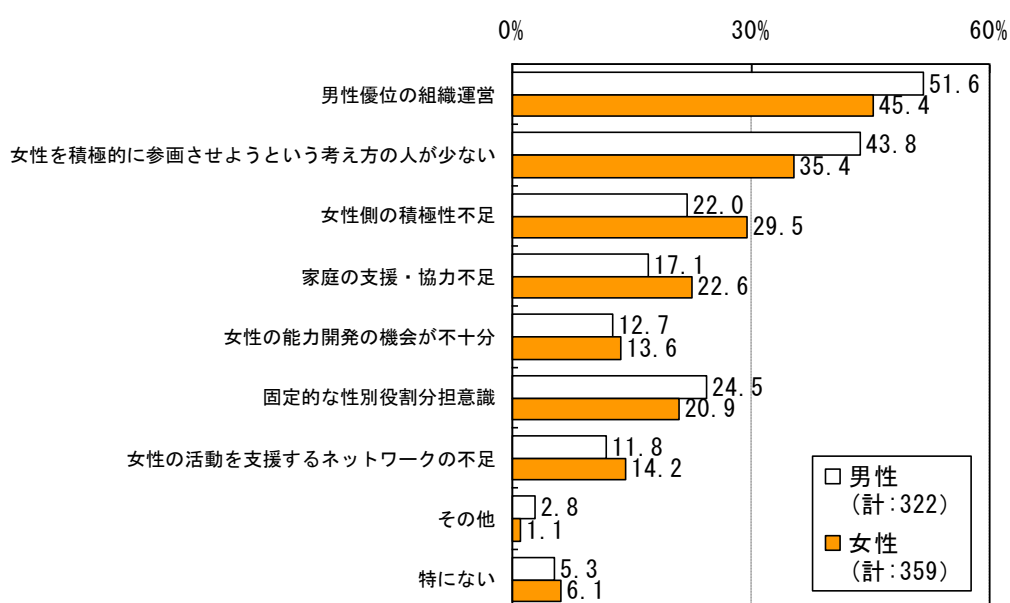


（６）社会参画について

女性の参画が少ない理由について、男女別でみると、「男性優位の組織運営」、「女性を積極的に参画させようという考え方の人が少ない」では男性の回答が多く、「女性側の積極性不足」、「家庭の支援・協力不足」では女性の回答が多くなっています。

女性が各分野で活躍するためには、性別による固定化した役割意識を払しょくさせるような女性自身の意識や行動の変革と、周囲の理解や意識の変化を促す制度の改正や環境づくりが必要となります。

<行政や企業、審議会などの政策・方針決定過程への女性参画について>

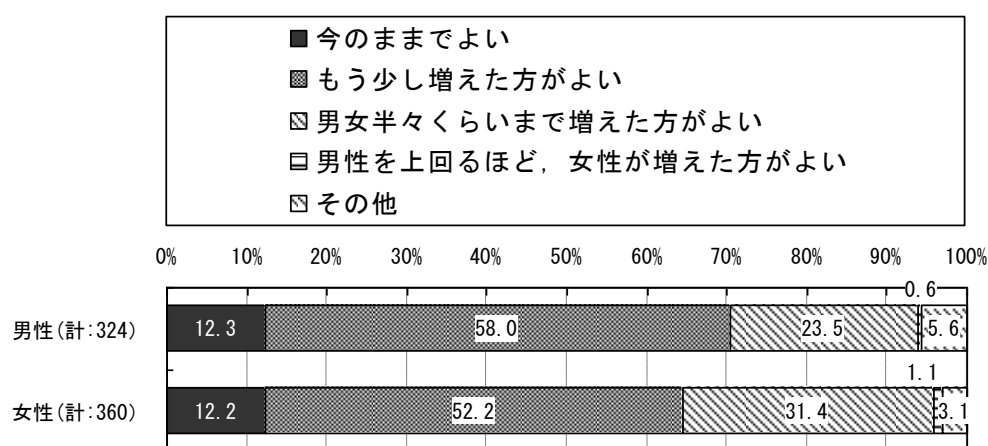


政策や方針を決定する過程への女性の参加について、男女別でみると、「もう少し増えた方がよい」では男性の回答が多く、「男女半々くらいまで増えた方がよい」では女性の回答が多くなっています。

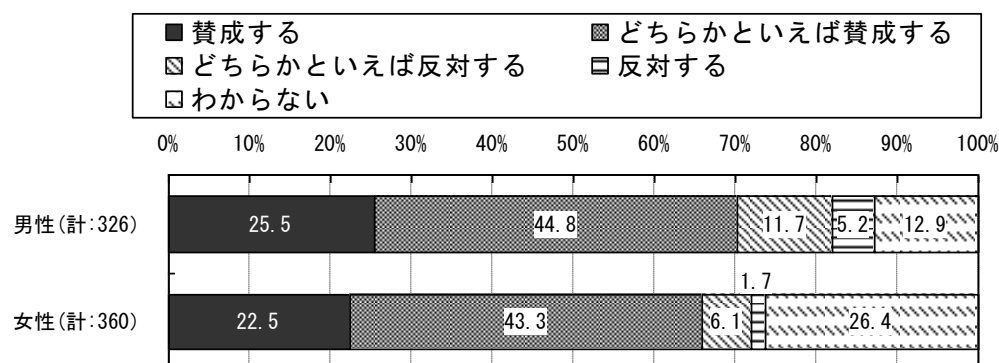
ポジティブ・アクションについては、「賛成する」（「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」の合計）では、男性の回答が多くなっています。

女性が社会へ参画していくためには、女性自身の学習や意識、社会へ参画していく意欲の向上と環境づくりが求められています。

<政策や方針を決定する過程への女性の参加>



<ポジティブ・アクションの賛否>



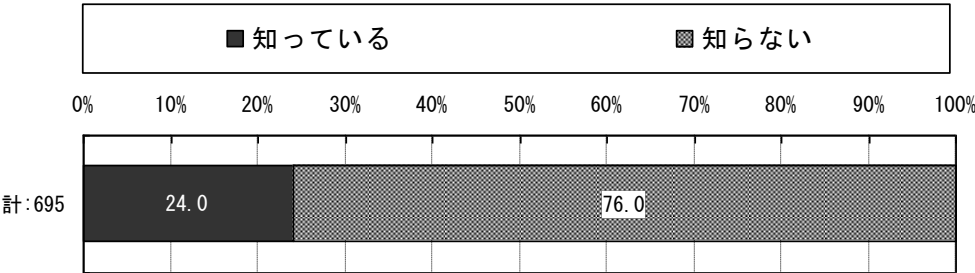
(7) 男女共同参画全般について

男女共同参画センターの認知度については、24.0%が「知っている」と回答しています。

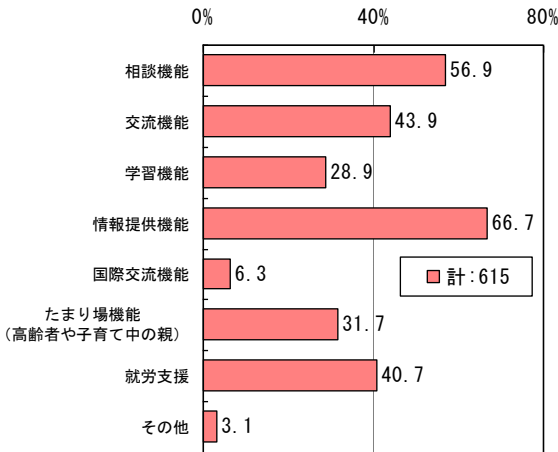
男女共同参画センターに必要な機能について、「情報提供機能」が最も多く、次いで、「相談機能」、「交流機能」となっています。

また、年齢別でみると「相談機能」では20～30代、「情報提供機能」では40代以上で多くなっています。

＜阿見町男女共同参画センターの認知度＞



＜阿見町男女共同参画センターに必要な機能＞

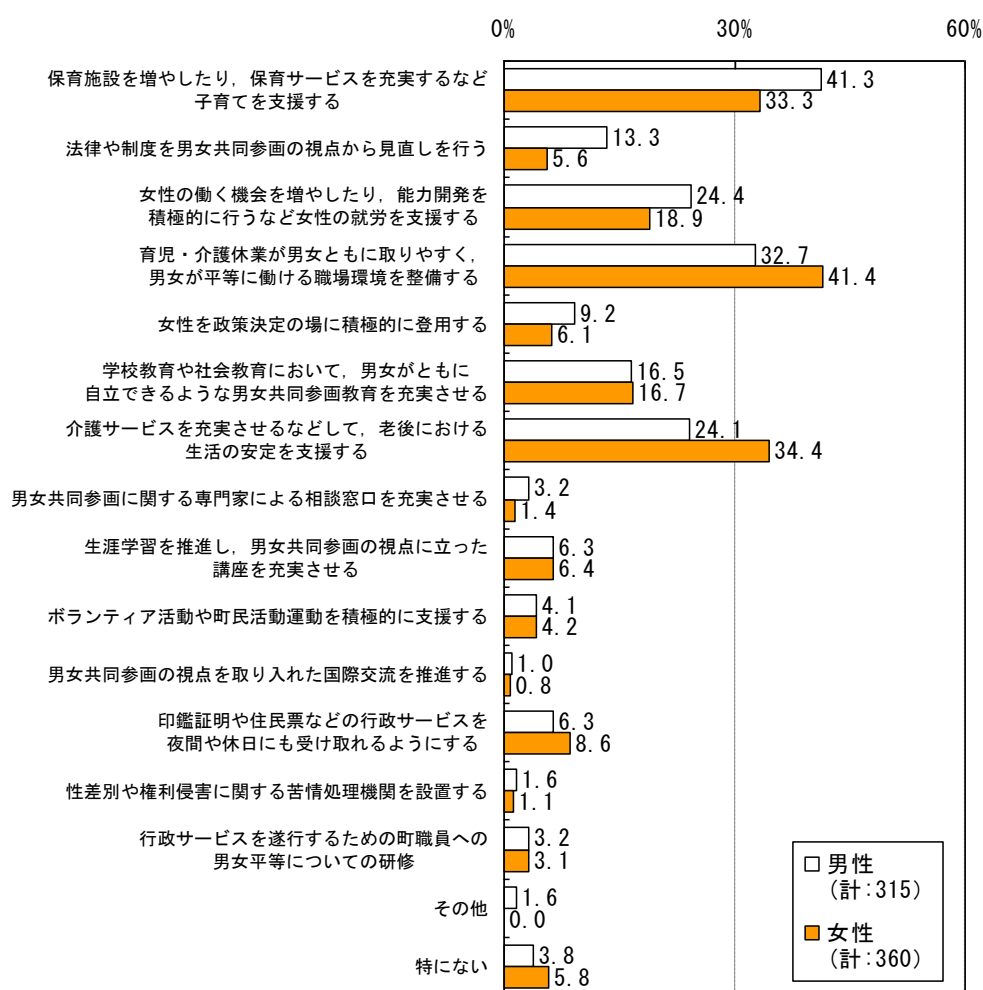


%	合計 (人)	相談 機能	交流 機能	学習 機能	情報 提供 機能	国際 交流 機能	者た やまり 子育 て中 の親 (高 齢)	就 労 支 援	そ の 他
全体	615	56.9	43.9	28.9	66.7	6.3	31.7	40.7	3.1
20代	60	70.0	28.3	18.3	65.0	5.0	33.3	48.3	1.7
30代	81	65.4	40.7	27.2	56.8	6.2	29.6	48.1	4.9
40代	89	62.9	38.2	23.6	65.2	5.6	28.1	51.7	2.2
50代	91	62.6	41.8	22.0	64.8	7.7	28.6	45.1	4.4
60代	159	48.4	50.9	34.0	66.0	7.5	28.9	39.6	5.0
70代以上	135	48.1	49.6	37.0	76.3	5.2	40.0	23.7	0.0

男女共同参画社会を実現するために必要な行政サービスについて、「育児・介護休業が男女ともに取りやすく、男女が平等に働ける職場環境を整備する」が最も多く、次いで、「保育施設を増やしたり、保育サービスを充実するなど子育てを支援する」、「介護サービスを充実させるなどして、老後における生活の安定を支援する」となっています。

本町の男女共同参画社会を実現するためには、多岐にわたる取り組みが必要となりますが、今後も男女共同参画に関する意識啓発とともに、保育や介護サービスの充実、仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援、働きやすい就業環境の整備への施策が求められています。

＜男女共同参画社会を実現するために必要な行政サービス＞



阿見町第3次男女共同参画プラン

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 阿見町 町民生活部町民活動推進課

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目 1 番 1 号

TEL : 029-888-1111 (代表)

FAX : 029-887-9560 (代表)

URL : <http://www.town.ami.lg.jp/>

